

3－2. 学修者本位の教育の実現に 向けた取組について

高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

「学校教育法施行規則の改正」

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の
質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
 - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(= 教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくと、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るといった好循環の形成が求められる

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

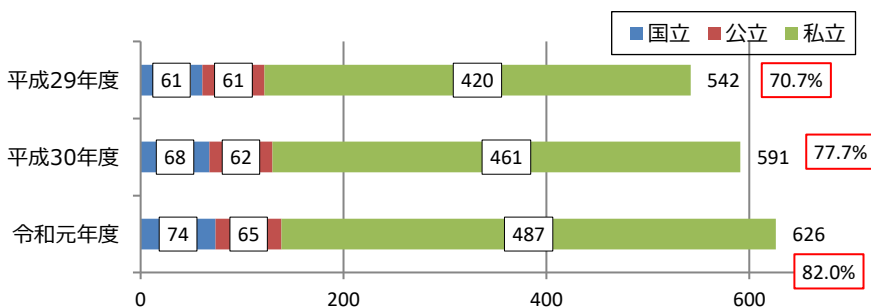
学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

積極的な説明責任

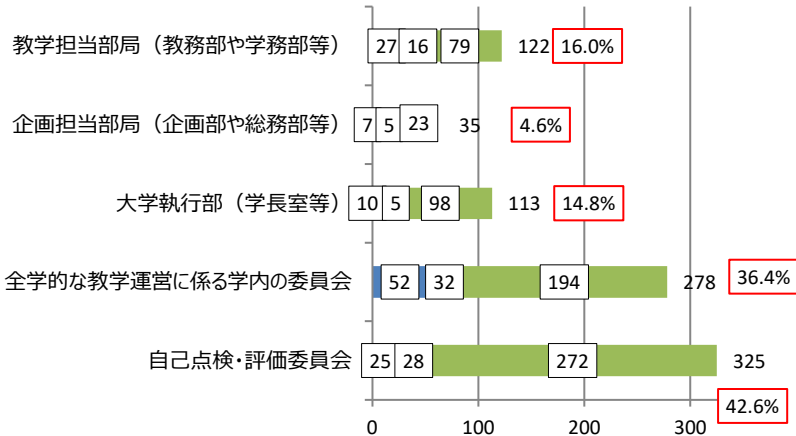
社会からの信頼と支援

組織的・体系的な教育改善に関するデータ

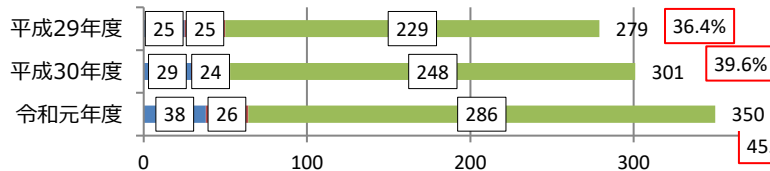
【大学全体】 三つの方針の達成状況を点検・評価している大学



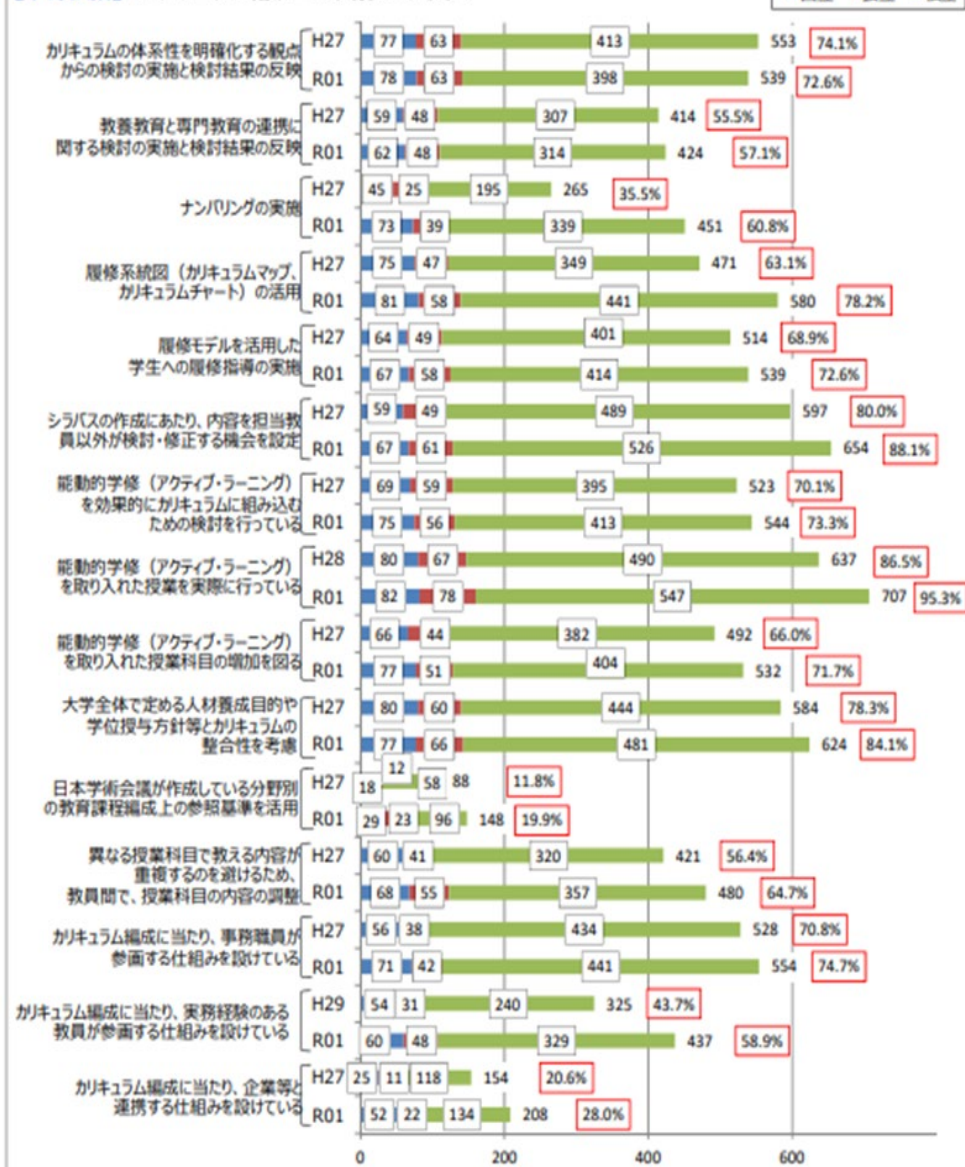
○確認・点検の主体



○点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている大学

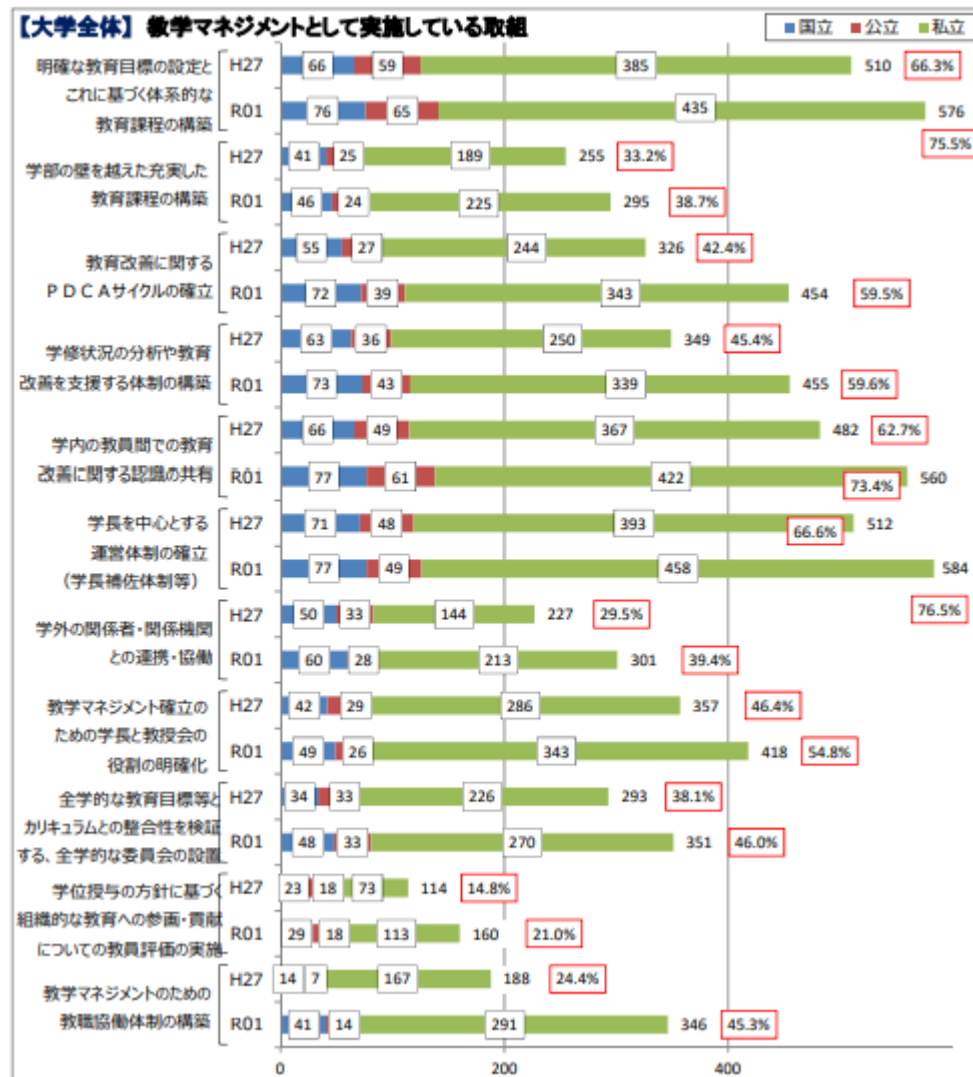
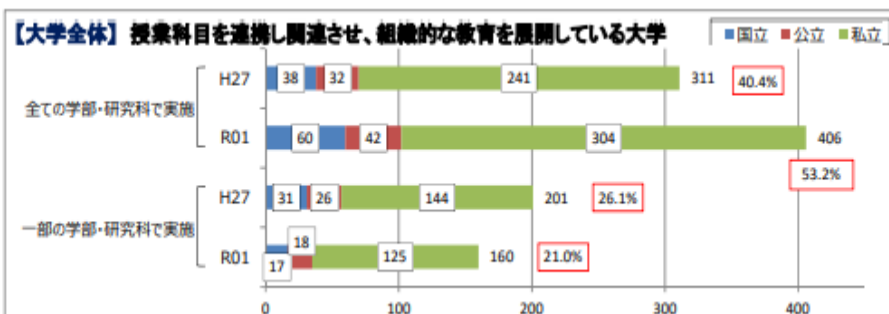


【学部段階】 カリキュラム編成上の具体的な取組

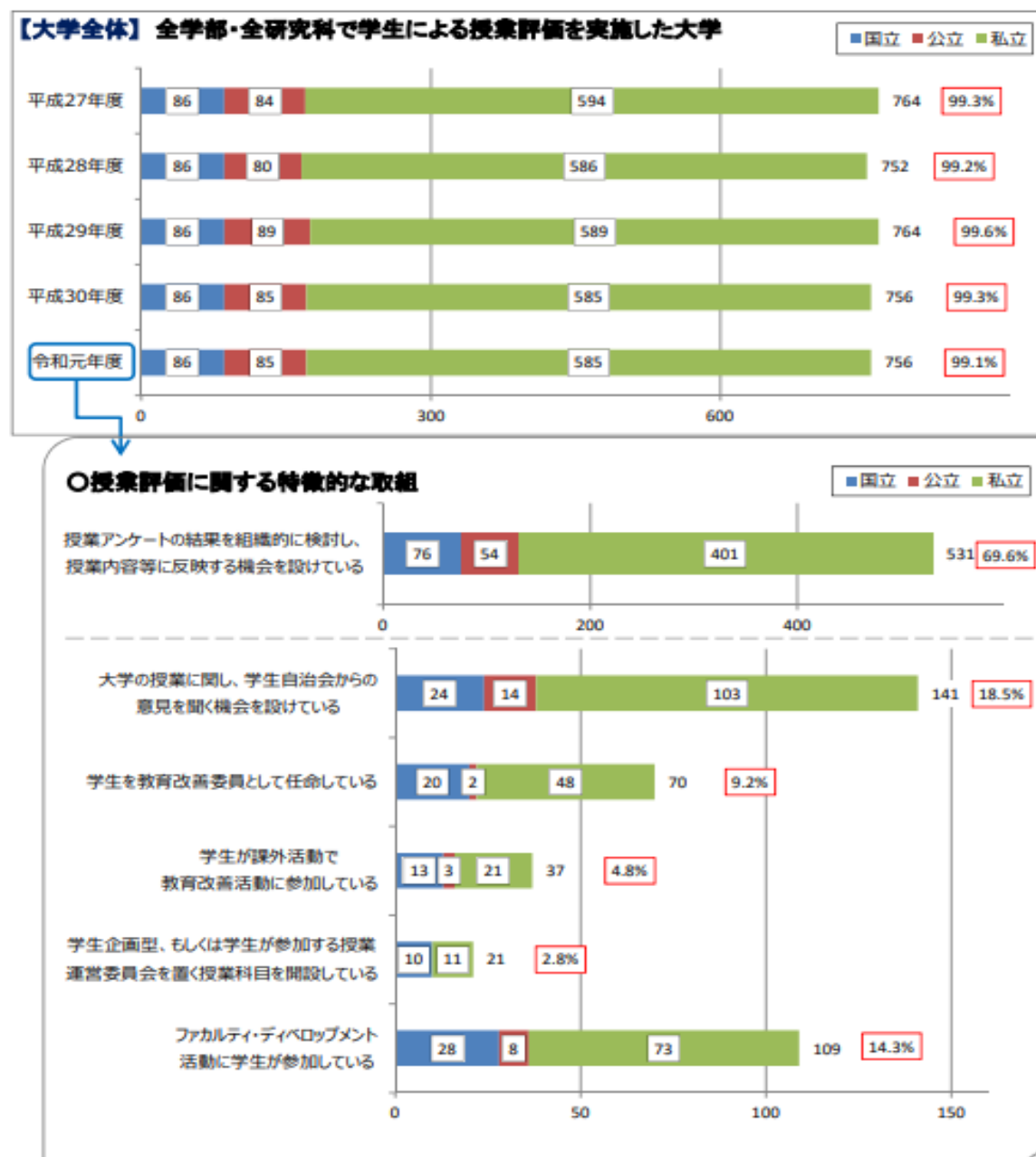


(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



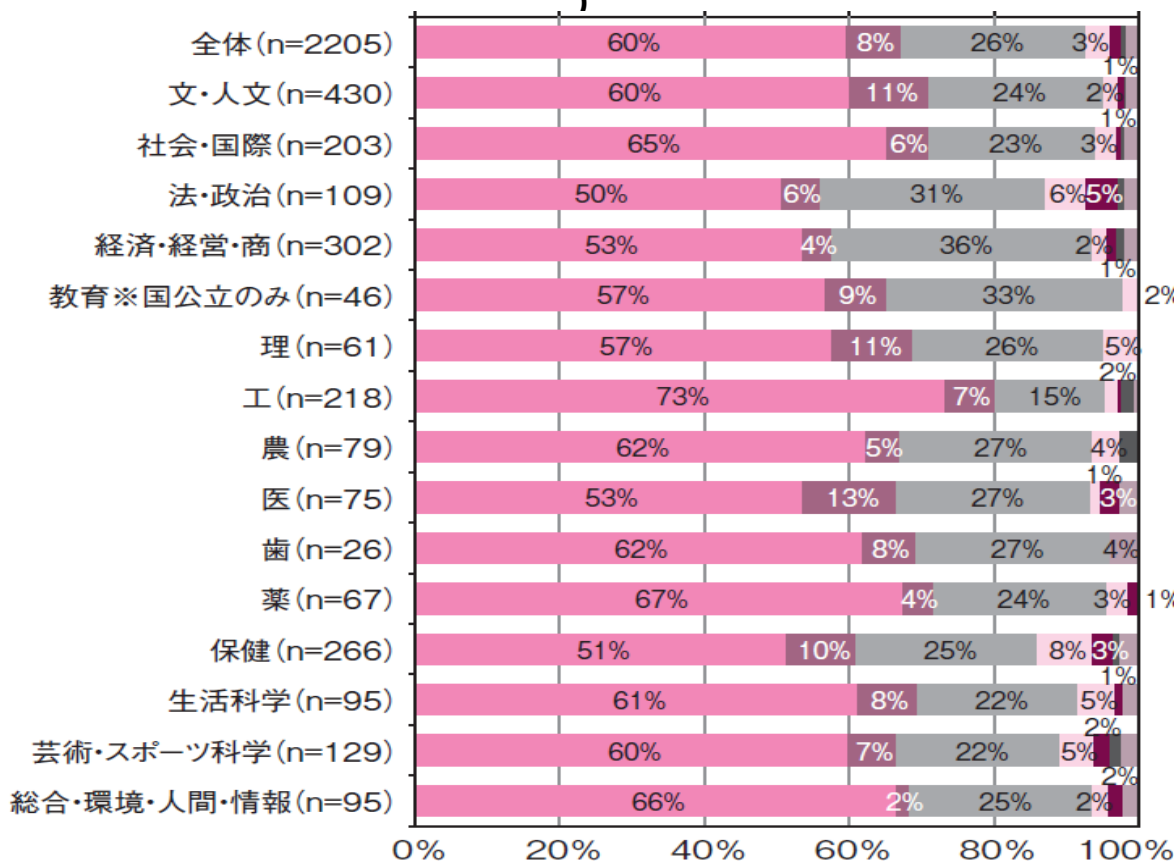
学生による授業評価等に関するデータ



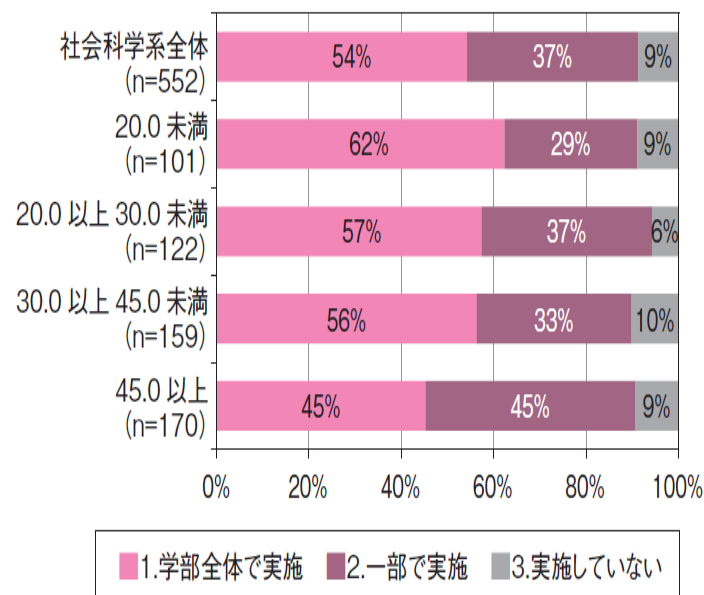
ST比が高い社会科学系学部は、アクティブ・ラーニングの実施率が比較的低い

○アクティブ・ラーニングを「学部全体で実施」している学部は約6割であり、「一部の学科・コースで実施」、「一部の教員で実施」まで含めると93%がアクティブ・ラーニングを実施。また、ST比が比較的高い社会科学系学部の中でも、ST比が高く大人数授業を実施する学部である程、学部全体でのアクティブ・ラーニング実施率が低い。

アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実施状況(学部系統別)



社会科学系学部における、ST比とアクティブ・ラーニング実施率の関係



(備考) ST比とは、教員(兼務者含む)一人当たりの学生数のこと。
大学全体で17.7なのに対して、法・政治分野は38.0、経済・経営・商分野は39.4と他分野に比較して高い。

(出所) 朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく日本の大学」(2018年)

1.学部全体で実施 2.一部の学科・コースで実施 3.一部の教員で実施
4.検討中 5.検討していない 6.その他 未回答

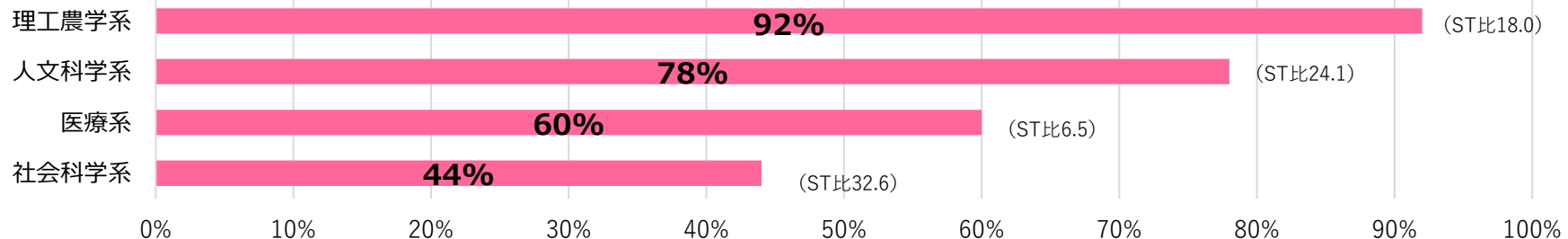
ST比が高い学部は、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が比較的低い傾向

○「卒業論文・卒業研究の必修化」を学部全体で行う学部は66%であり、学部系統別で見ると理工農学系が92%と高く、人文科学系は78%、医療系は60%、社会科学系は44%であった。また、ST比が比較的高い社会科学系学部の中でも、ST比が高く大人数授業を実施する学部である程、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が低い。

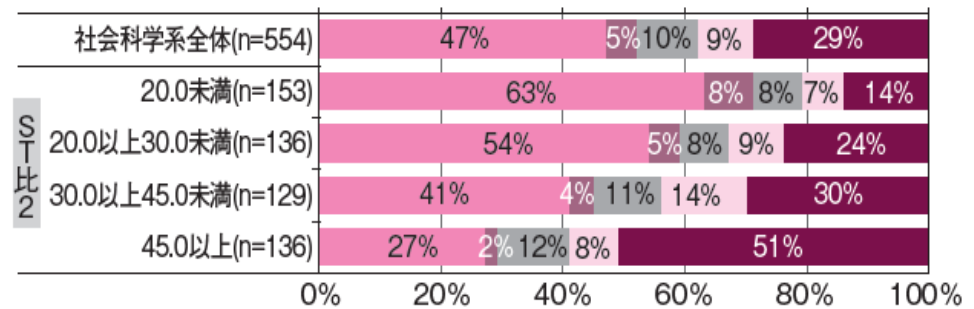
卒業論文・卒業研究の必修化の実施状況



卒業論文・卒業研究の必修化を「学部全体で実施」している割合（学部系統別）



社会科学系学部における、ST比と卒業論文・卒業研究必修化の実施率の関係性



(備考) ST比とは、教員(兼務者含む)一人当たりの学生数のこと。
大学全体で17.8なのに対して、法・政治分野は36.1、経済・経営・商分野は35.8と他分野に比較して高い。

(出所) 朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく日本の大学」(2017年)より作成

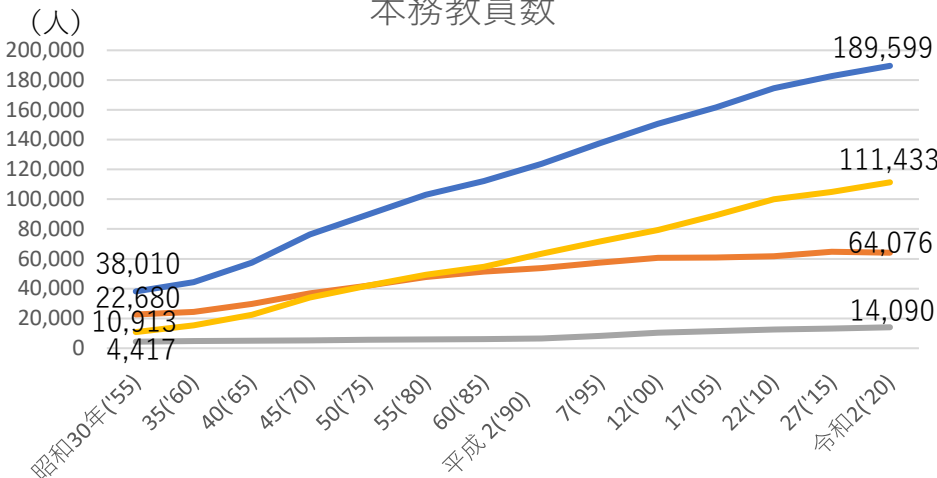
1.学部全体で実施 2.一部の学科で実施 3.一部の教員で実施
4.検討中 5.検討していない

教員に関するデータ①

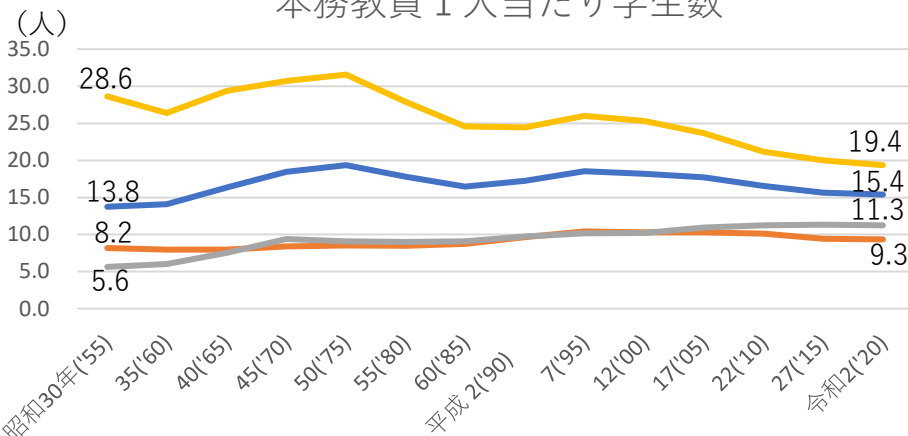
大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員1人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。

計 国 立 公 立 私 立

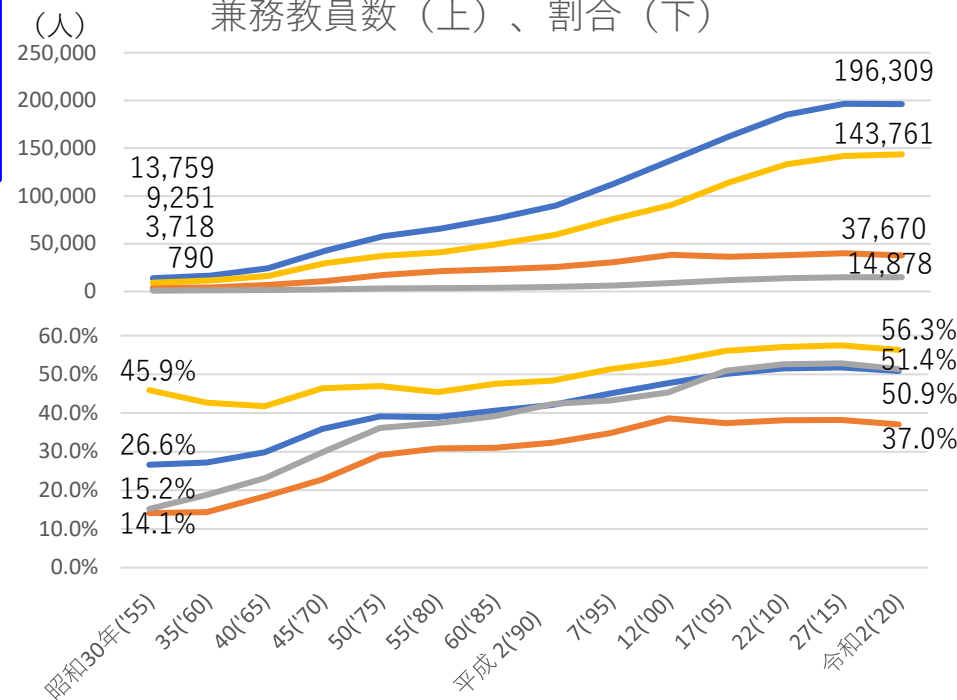
本務教員数



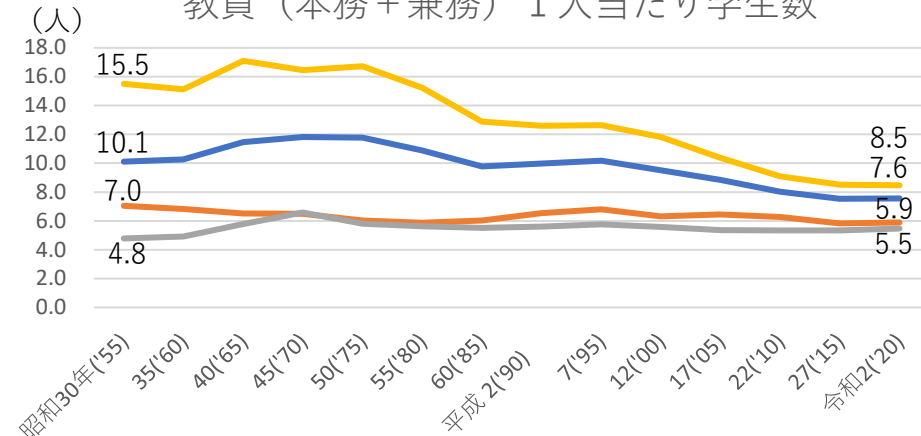
本務教員1人当たり学生数



兼務教員数（上）、割合（下）



教員（本務＋兼務）1人当たり学生数



出典：学校基本調査（5月1日時点）

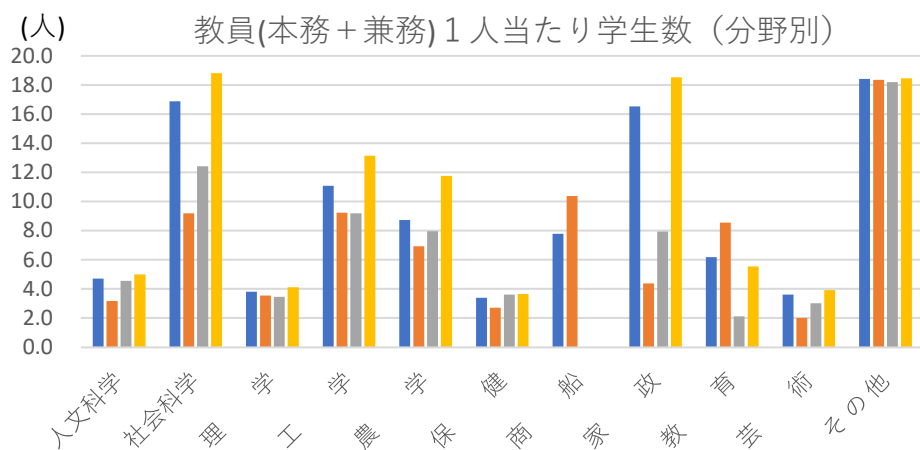
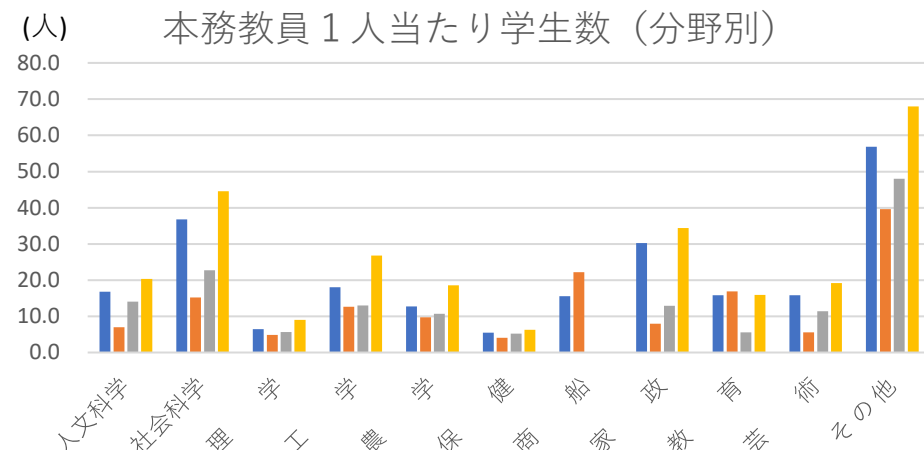
注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」

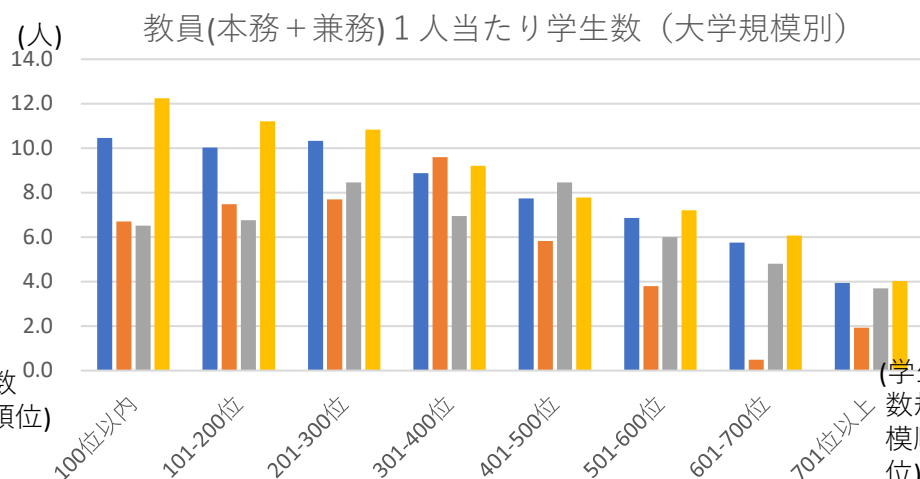
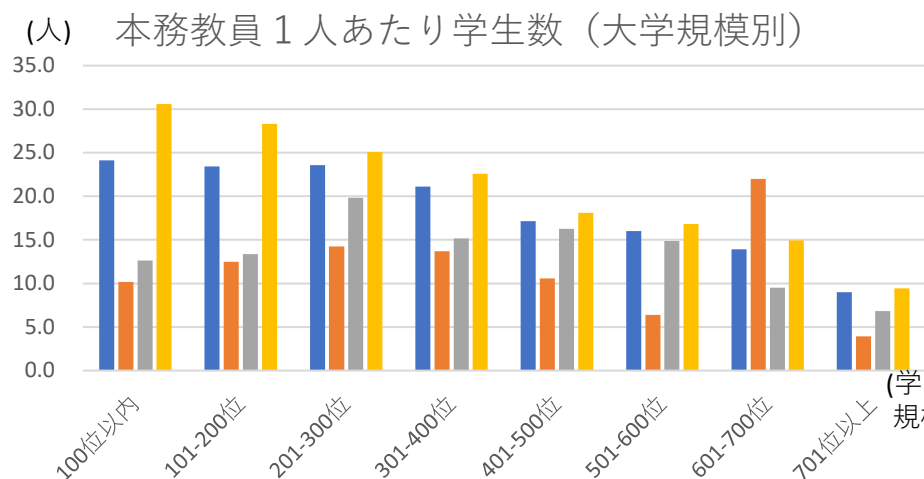
教員に関するデータ②

- 分野別に本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で 1 人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員 1 人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど 1 人当たり学生数が多い傾向が見られる。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成
 注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」
 兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」

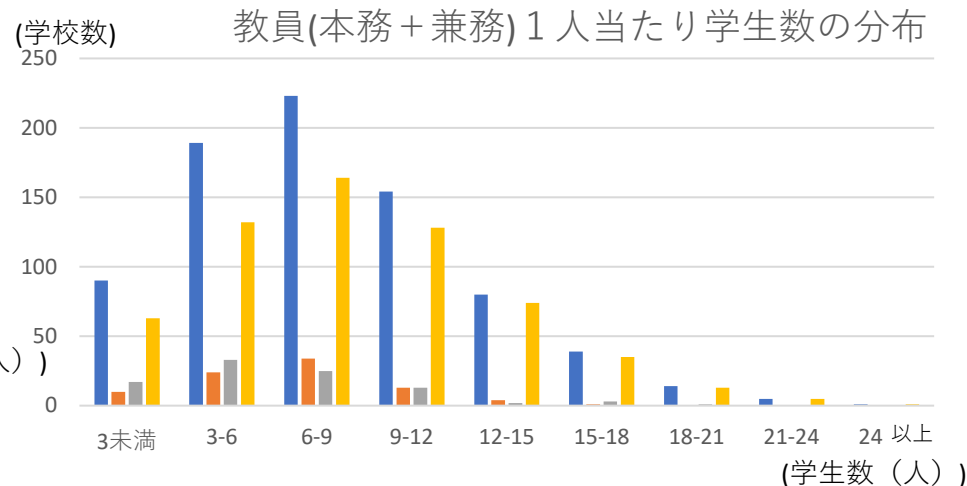
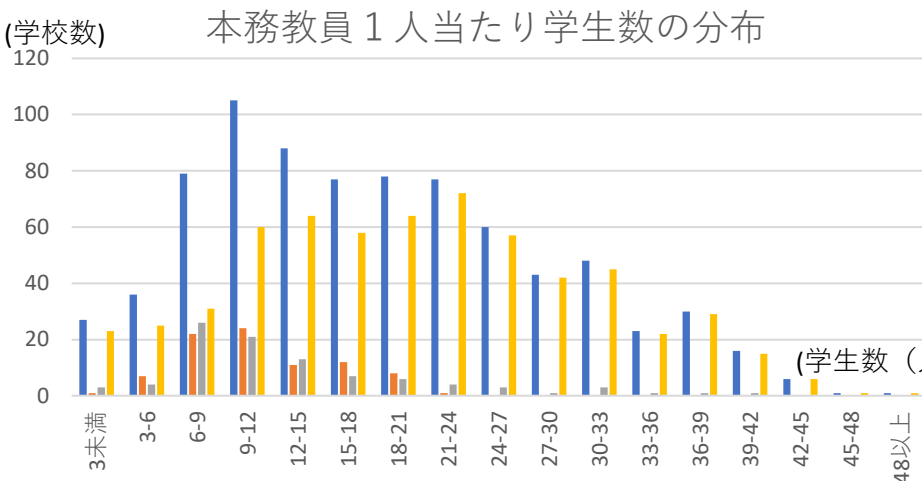


出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成
 注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

教員に関するデータ③

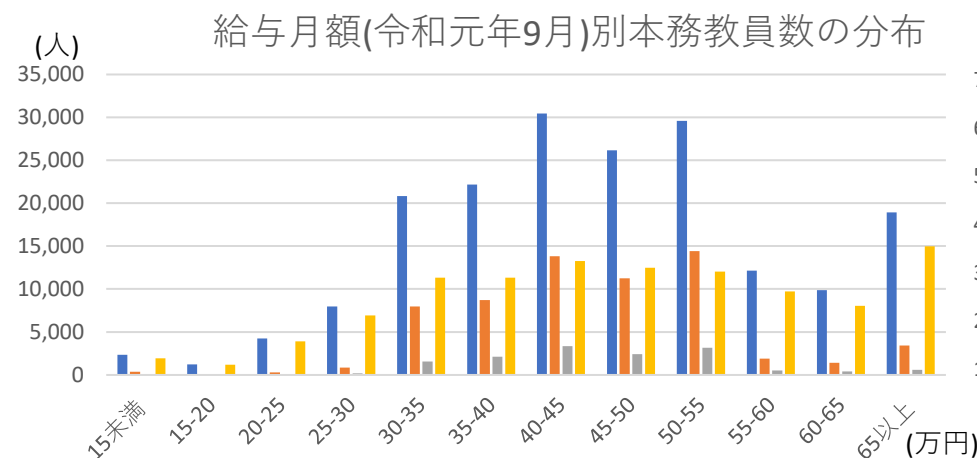
- 本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国公立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



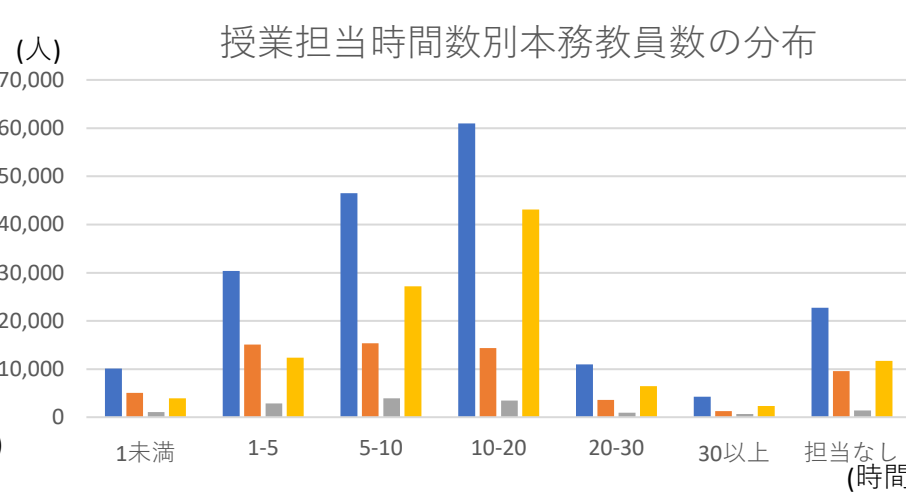
出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」



クロスアポイントメント制度の実施状況

○クロスアポイントメント制度を導入した機関数の推移

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
H28年度	60	5	13	78	24	44.4%
H29年度	70	6	23	99	21	26.9%
H30年度	81	10	33	124	25	25.3%
R01年度	132	15	40	187	63	50.8%

○クロスアポイントメント制度を活用した教職員数

1. 他機関からの受入

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	51	194				245		
H30年度	81	294				375	130	53.1%
R01年度	137	377	239	103	35	514	139	37.1%

2. 自機関からの出向

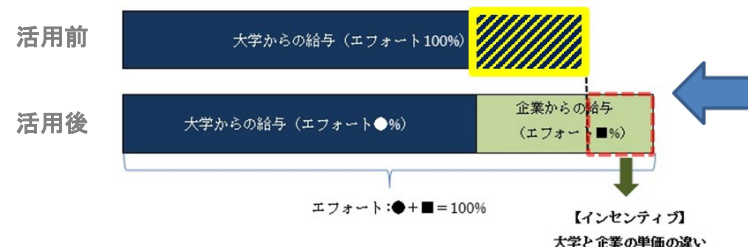
	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	7	221				228		
H30年度	17	265				282	54	23.7%
R01年度	26	327	148	119	60	353	71	25.2%

○クロスアポイントメント制度における教員のインセンティブとしての給与の上乗せを整備している機関の状況

	機関数	
	整備済	うち、実施済
H30年度	27	5
R01年度	38	13

※実施済の数値は自機関(大学等)から他機関(企業)への
送出的実績数を指す。

【給与の上乗せの一例】

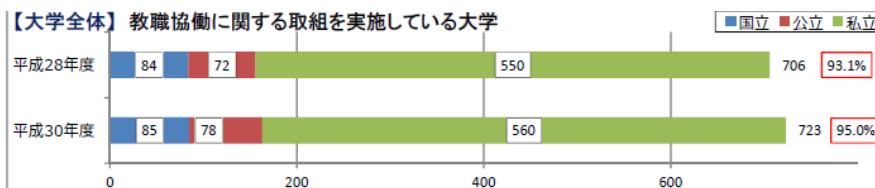


このような制度設計においては、大学としても外部資金確保のツールとしての側面があり、クロスアポイントメント制度の活用前における大学からの給与のうち、企業からの給与分(左の黄色枠線部分)を学内に再配分することが可能となる。

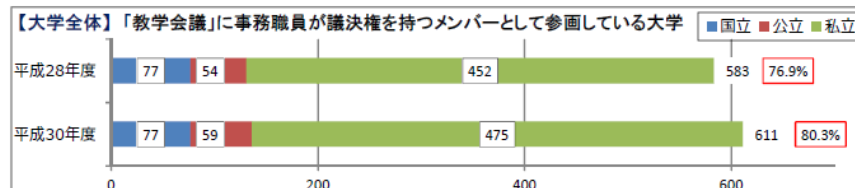
注:クロスアポイントメント制度とは「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度を指す。出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。

教職協働の取組状況に関するデータ

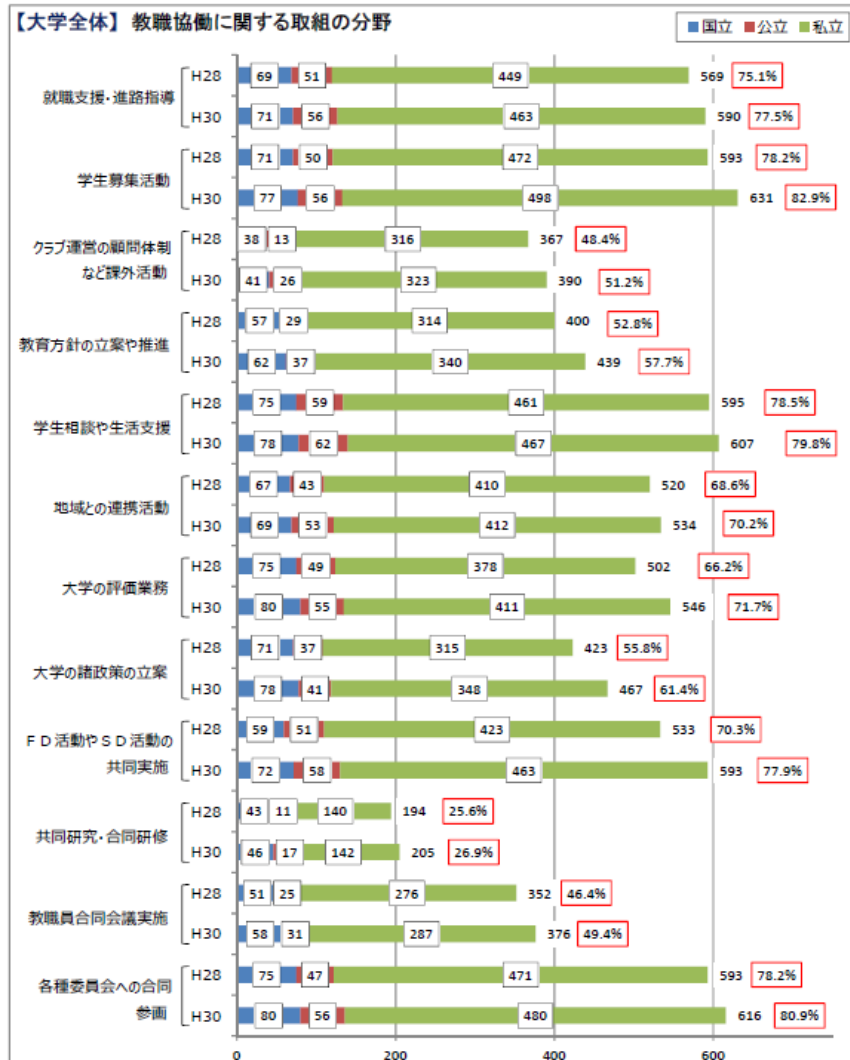
【大学全体】 教職協働に関する取組を実施している大学



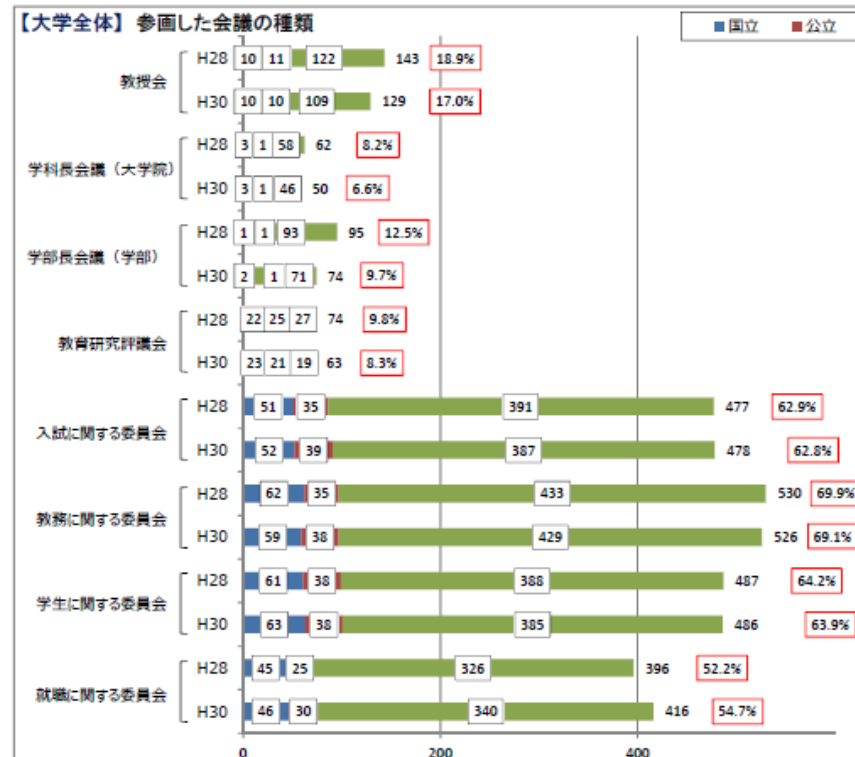
【大学全体】「教学会議」に事務職員が議決権を持つメンバーとして参画している大学



【大学全体】 教職協働に関する取組の分野

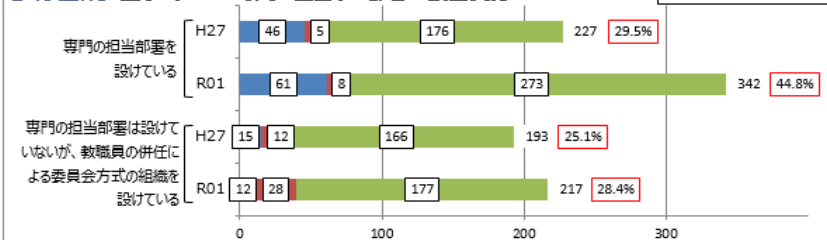


【大学全体】 参画した会議の種類

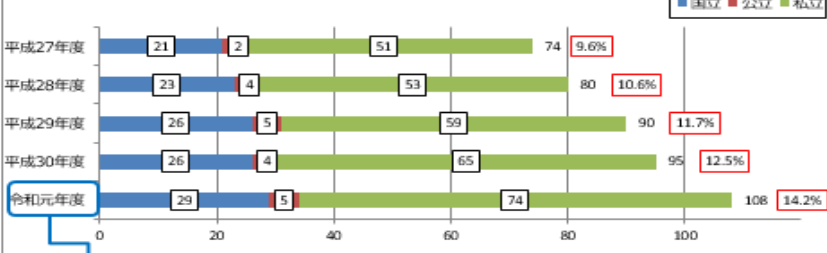


IRの取組状況に関するデータ

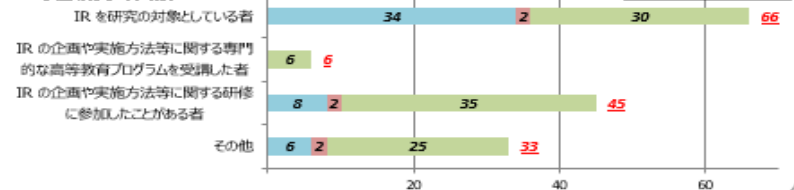
【大学全体】全学的なIRを専門で担当する部署の設置状況



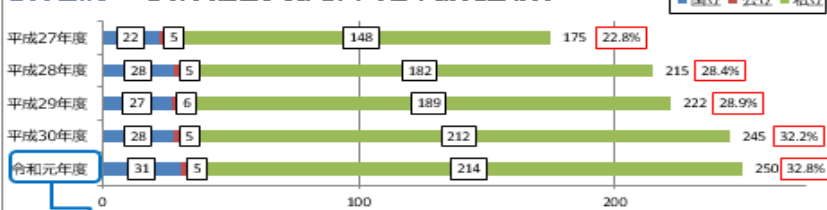
【大学全体】IRを専門で担当する部署に、専任の教員を置く大学



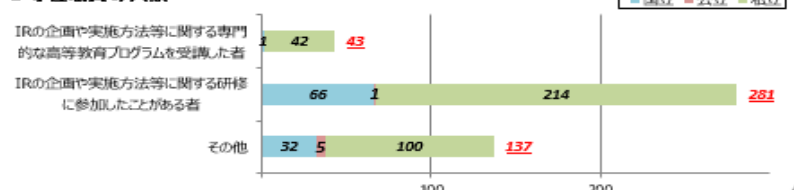
○専任教員の人数



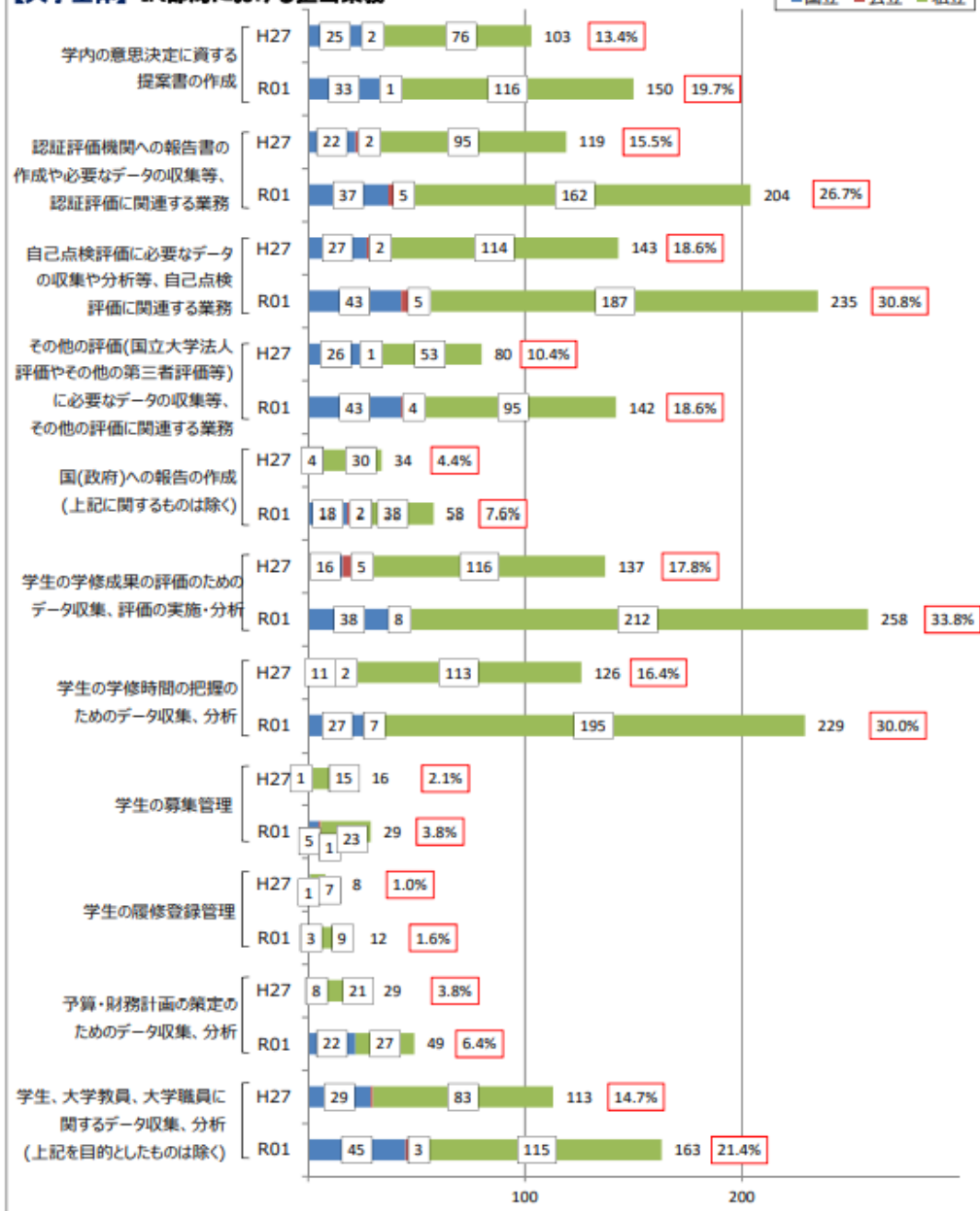
【大学全体】IRを専門で担当する部署に、専任の職員を置く大学



○専任職員の人数

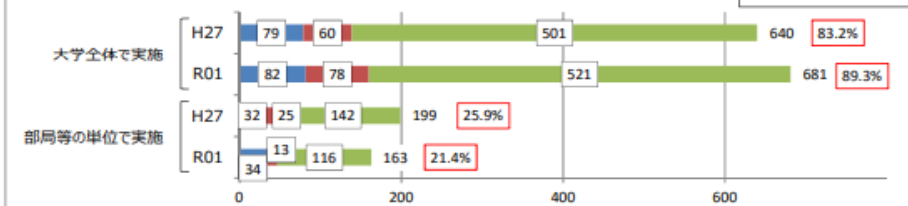


【大学全体】IR部局における担当業務



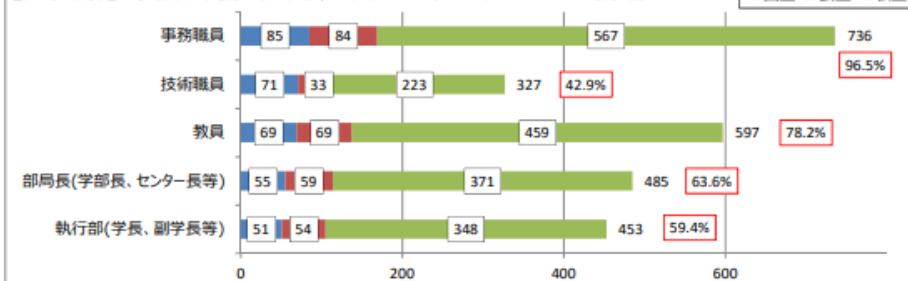
SD・FDの取組状況に関するデータ①

【大学全体】スタッフ・ディベロップメントの実施状況

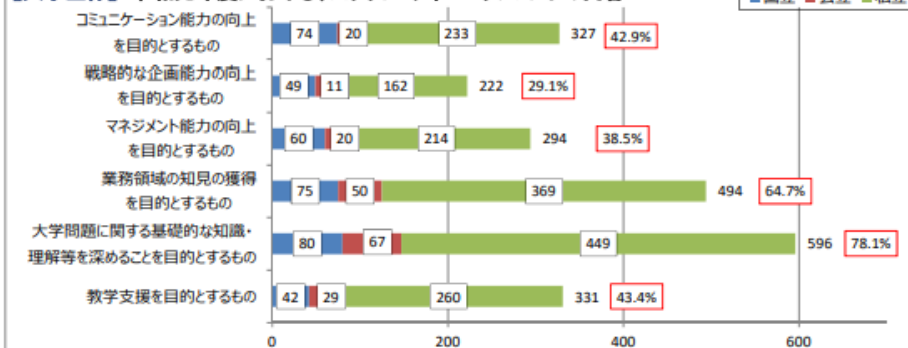


(※)複数回答可。

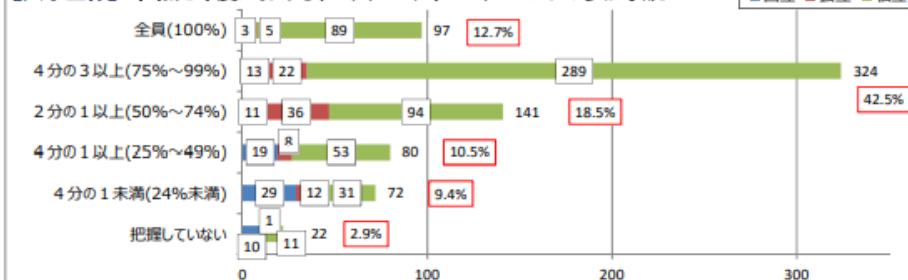
【大学全体】令和元年度における、スタッフ・ディベロップメントの対象者



【大学全体】令和元年度における、スタッフ・ディベロップメントの内容

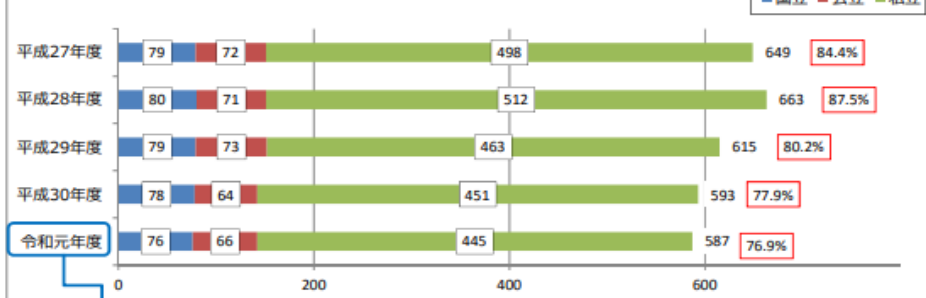


【大学全体】令和元年度における、スタッフ・ディベロップメントの参加状況

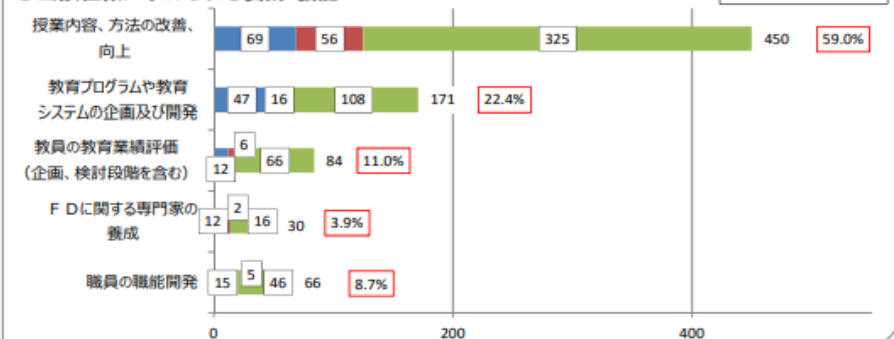


(※)ここでは、事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。

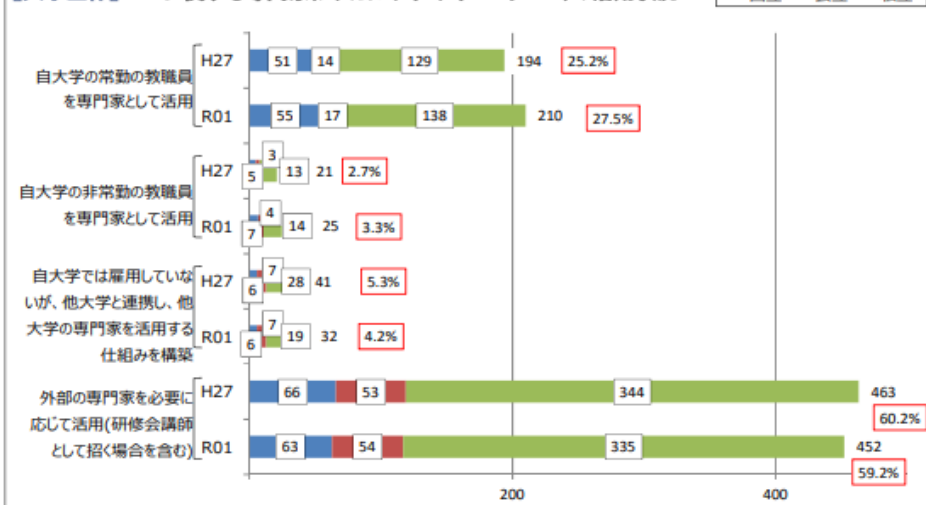
【大学全体】FDに関するセンター等の組織を設置する大学



○当該組織に求められる役割・機能

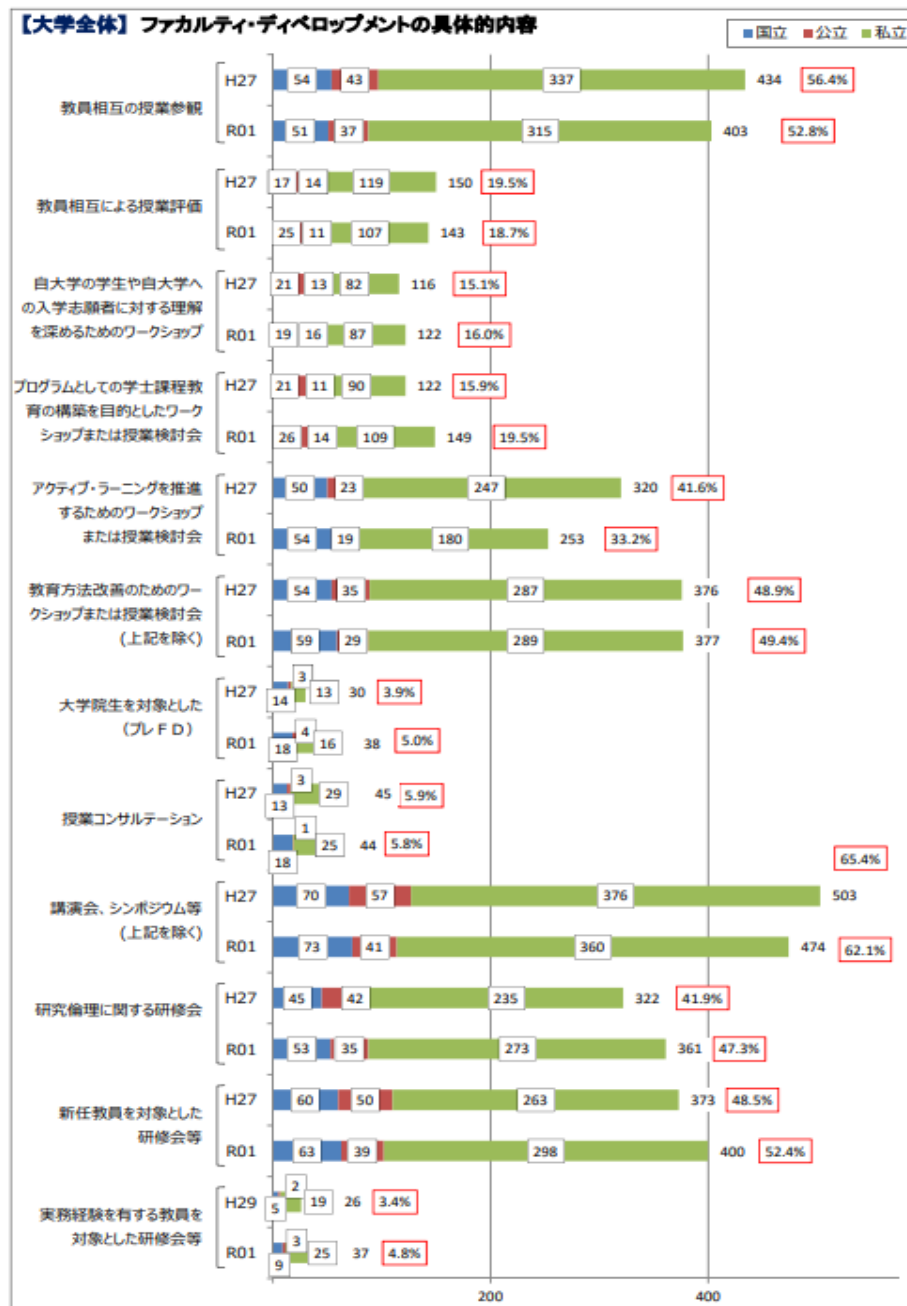


【大学全体】FDに関する専門家(ファカルティ・ディベロッパー)の活用状況



【出典】:文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

SD・FDの取組状況に関するデータ②



3－3. 大学教育の質保証に関する制度等 〔大学設置基準・設置認可制度、 認証評価、情報公表等〕

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜
- 教職協同

◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆第三章 教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 実務家教員の教育課程編成
- 授業を担当しない教員
- 専任教員
- 専任教員数

◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 教員の組織的な研修
- 昼夜開講制

◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆第九章 事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織
- キャリア教育体制
- 職員の研修機会等

◆第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

◆第十章 専門職学科に関する特例◆

◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆

◆第十二章 国際連携学科に関する特例◆

◆第十三章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

◆第十四章 雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容①

【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

【収容定員に関する規定の弾力化】

①収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

【教員組織に関する規定の弾力化】

①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

③主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

⑤教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）

- ・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
- ・講座制及び学科目に関する規定は削除

⑥専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）

- ・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確化
- ・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容②

【教育課程等に関する規定の弾力化】

①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

②単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業日数についての定めを削除

④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）

- ・ 特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
- ・ 授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止

⑥授業の方法の弾力化（平成10～15年）

- ・ 多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
- ・ 単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位→60単位へ倍増（平成11年）
- ・ 外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
- ・ 遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができることを明示（平成13年）
- ・ 授業を校舎・附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと（平成15年）

⑦自ら開設（平成20年）

必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

⑧大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）

- ・ 短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・ TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

⑨既修得単位等の認定（平成3年）

入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

⑩科目等履修生等（平成3年）

- ・ 社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・ 科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
- ・ 特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

⑪単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）

入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位→60単位へ倍増

⑫単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化

（令和元年8月13日付け元文科高第328号 別添4）

⑬長期にわたる教育課程の履修（平成14年）

職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

⑭卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

⑮成績基準等の明示等（平成20年）

シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

⑯教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのF Dの義務化

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容③

【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

①共同教育課程制度の創設（平成21年）

複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

②国際連携学科に関する特例制度の創設等（平成26、29年）

- ・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設
- ・入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設

③工学に関する学部教育課程等に関する特例（平成30年）

工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特例を創設

④学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

【事務組織等に関する規定の明確化】

①社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）

学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化

②教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのFDの義務化

③共同教育課程制度の創設（平成21年）

複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

④職員の研修機会等の確保（平成29年）

SDの機会の義務化

⑤教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）

教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示化するとともに、事務組織に専任職員の設置を義務化

【校地基準等の弾力化】

①校舎基準面積の6倍→3倍に緩和（平成10年）

②「収容定員×10m²」で計算する方式に緩和（平成15年）

③空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

【校舎基準の弾力化】

- ・大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができること（平成20年）
- ・支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

①大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）

開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化

②校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）

構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めているのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと

③校舎の自己所有の弾力化（平成15年）

構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとしたこと

④校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）

構造改革特区に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

その他学校教育法等の近年の主な改正内容

平成19年

- 学校教育法等の一部改正（平成19年）
 - ・大学の役割として「社会貢献」を規定
 - ・積極的な情報提供を義務化
 - ・履修証明制度の創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）
 - ・入学時期設定の弾力化

平成20年

- 我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

平成21年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）
 - ・教育関係共同利用拠点制度の創設

平成22年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）
 - ・公表すべき教育情報の具体化・明確化
- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）
 - ・国連大学との教育交流の推進

平成23年

- 大学院設置基準の一部改正（平成24年）
 - ・博士課程教育の質の向上

平成24年

- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
 - ・専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

平成25年

- 大学設置基準の一部改正（平成25年）
 - ・博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正
- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
 - ・教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

平成26年

- 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）
 - ・副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
 - ・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化 等

平成27年

- 学校教育法等の一部改正（平成28年）
 - ・修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）
 - ・三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表義務化

平成29年

- 学校教育法等の一部改正（平成31年）
 - ・専門職大学・専門職短期大学の創設

平成31年（令和元年）

- 学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）
 - ・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮
- 大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）
 - ・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定
- 学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）
 - ・学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

1. 学部等連係課程等（1／2）

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、審査プロセスの簡略化を図る。



大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

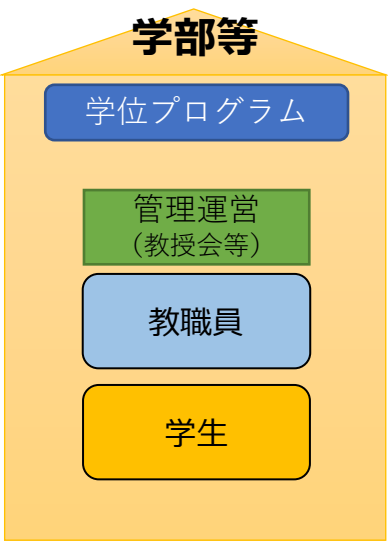
1. 学部等連携課程等（2／2）

改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程) の例

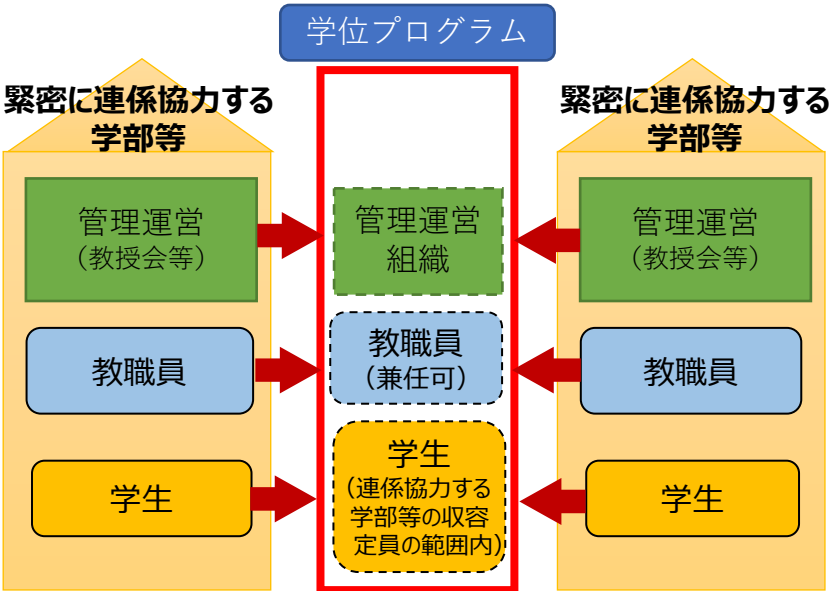
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織＝
教員が所属する組織＝
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



学部等連携課程実施基本組織

2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね 5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）を大学に置く場合であって、当該教員が 1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを規定



大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする
- ✓ 履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加



社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付することができる旨を規定



社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

3. 施行期日

令和元年 8 月 13 日に公布・施行

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

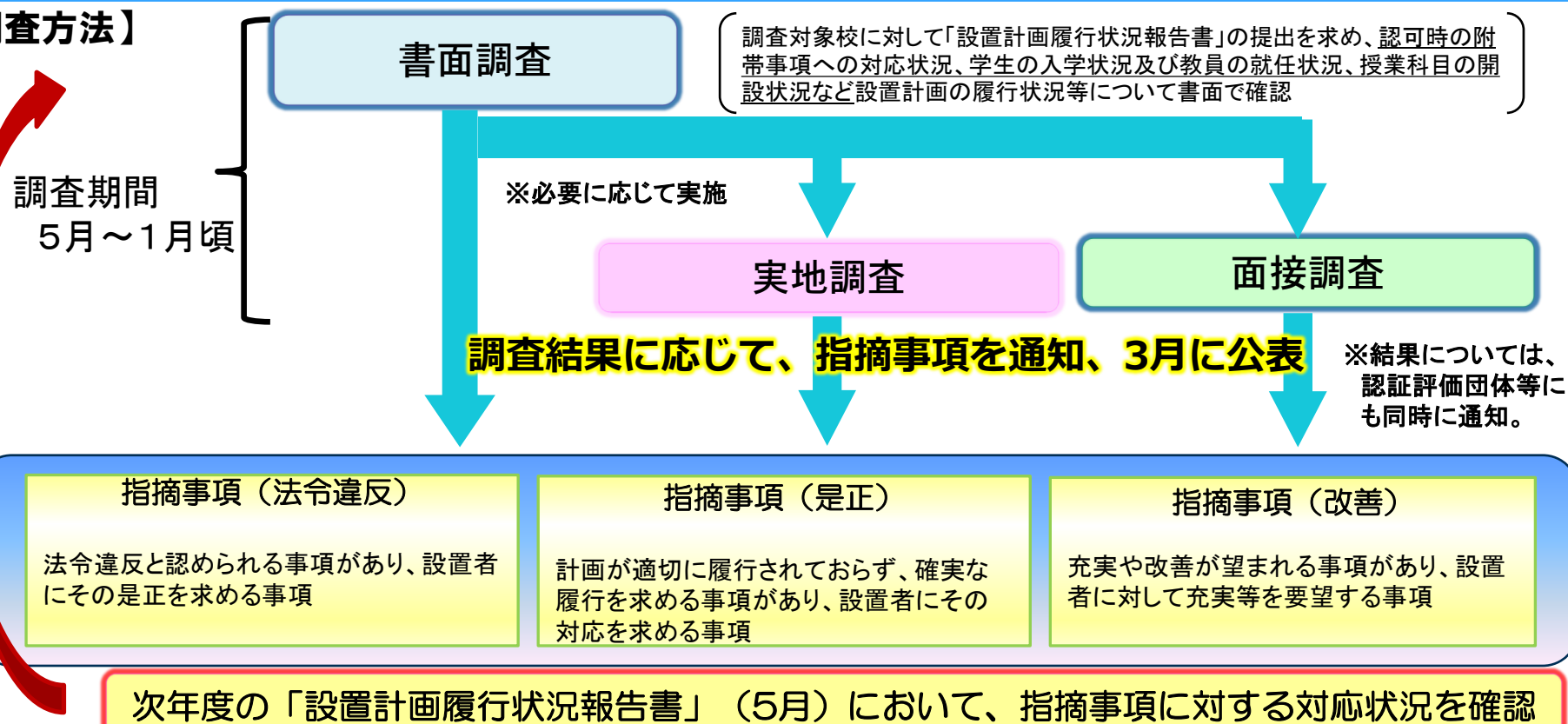
◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

設置計画履行状況等調査

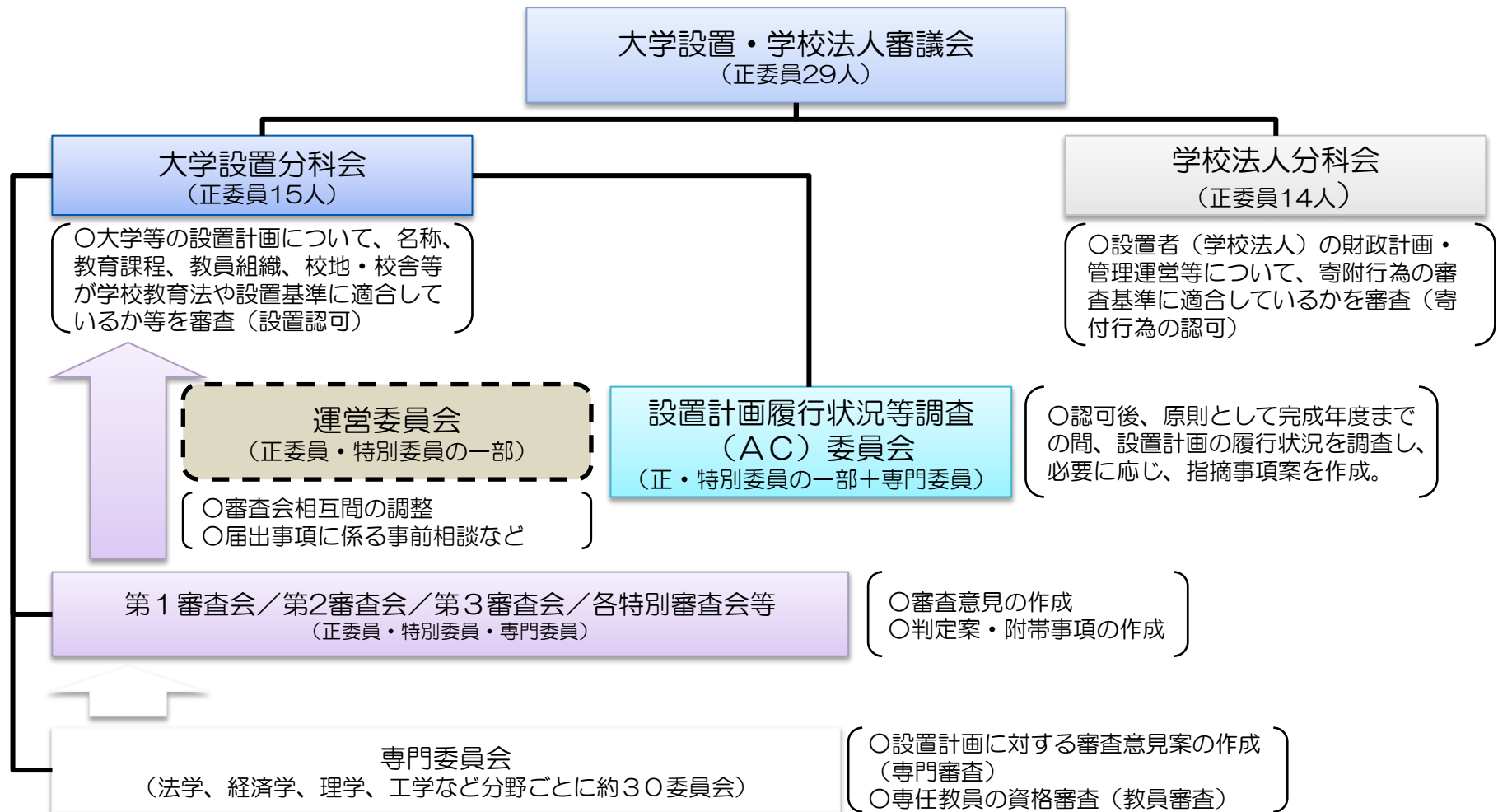
大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】



- ・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
- ・指摘事項（法令違反）・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

大学設置・学校法人審議会の審査体制について

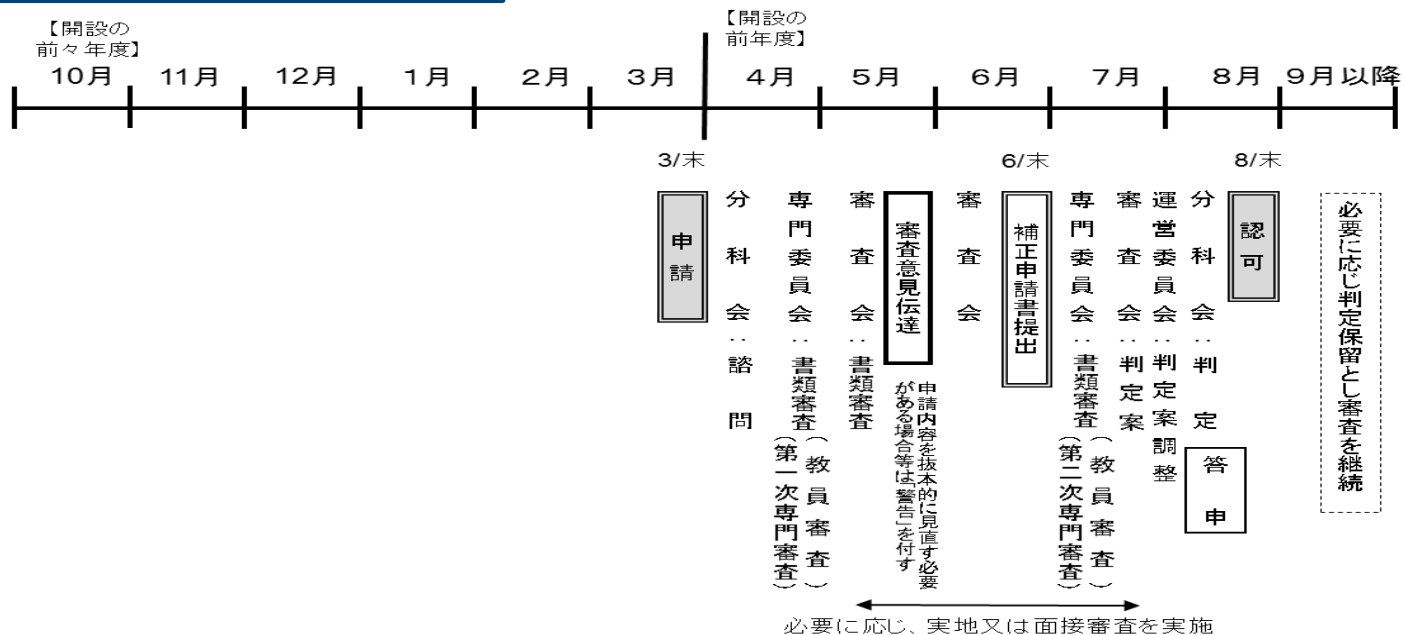


設置認可関係(大学設置分科会)



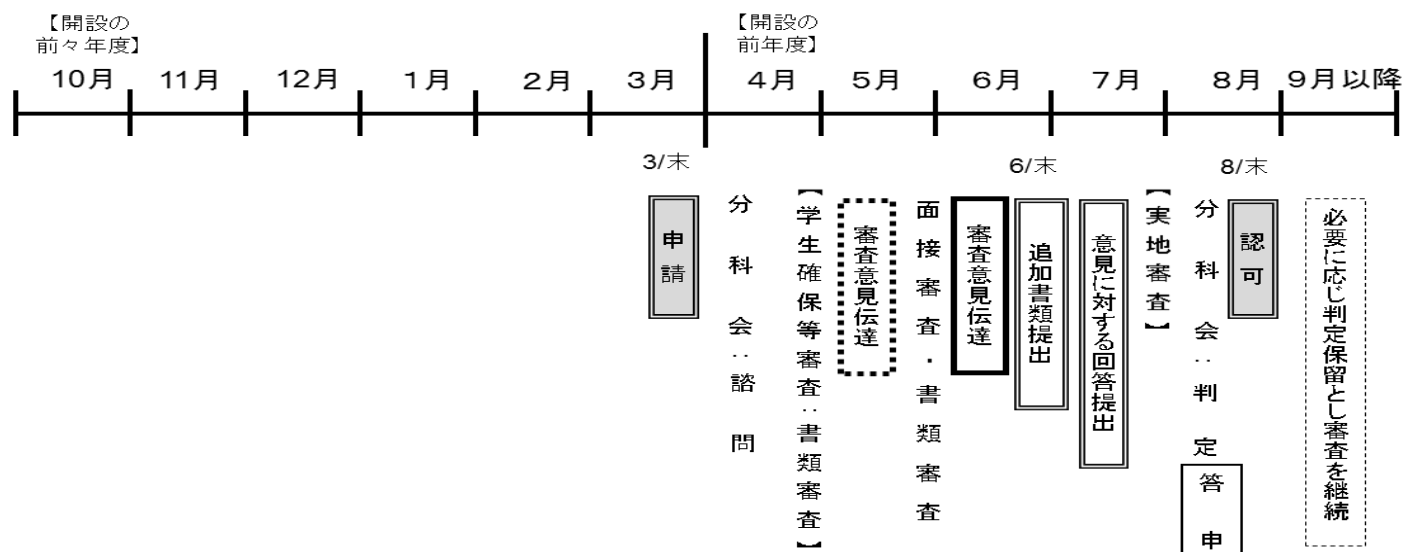
審査スケジュール（学部等新設の場合）

設置認可関係（大学設置分科会）



設置に係る寄附行為変更認可関係（学校法人分科会）

※私立大学の場合のみ



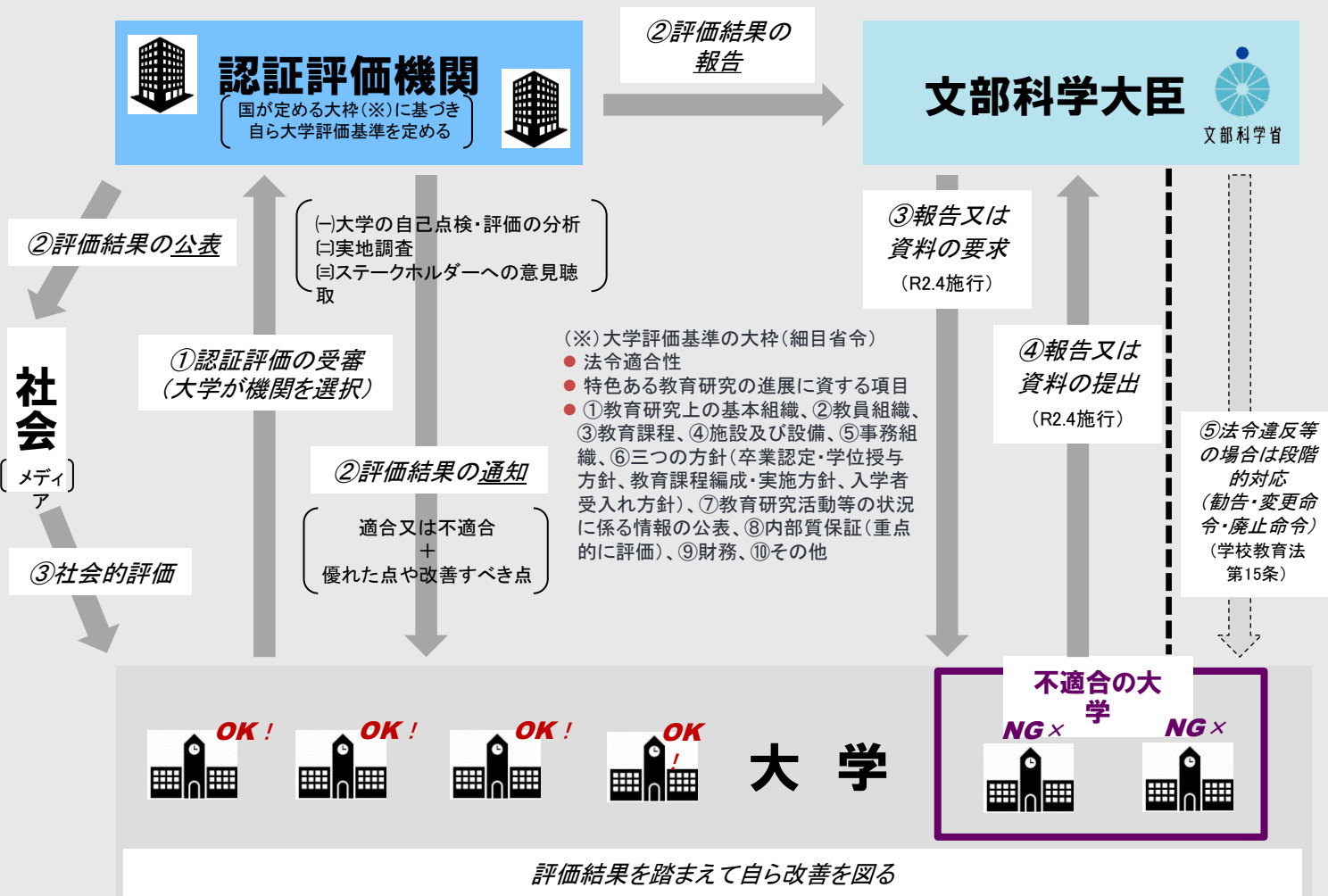
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、
第3サイクル目



評価の種類

- 機関別評価:大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価:専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善(三つの方針、内部質保証を評価対象として追加)
- 認証評価機関に設置履行状況等調査(AC)との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

認証評価機関の認証の仕組み

認証評価機関
になろうとする者



文部科学大臣



中央教育審議会
大学分科会
(認証評価機関の認証に
関する審査委員会)

基準（学校教育法 第110条）	基準に係る細目（細目省令）		
	機関別	分野別	うち法科大学院
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。	●大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。 ●大学評価基準において、特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 ●大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 ●評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 ●認証評価の結果、適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。	●大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教員組織、②教育課程（教育課程連携協議会に関することを含む。）、③施設及び設備、④学修成果（進路に関することを含む。）、⑤その他教育研究活動等に関すること。	●評価方法が、連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するもののその他の同法第5条第2項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。 ●認証評価機関になろうとする者が、連携法第5条第3項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。	●大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針、⑦教育研究活動等の状況に係る情報公表、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）、⑨財務、⑩その他教育研究活動等に関すること ●内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 ●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等のは正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 ●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。	●大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教員組織、②教育課程（教育課程連携協議会に関することを含む。）、③施設及び設備、④学修成果（進路に関することを含む。）、⑤その他教育研究活動等に関すること。	●大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育活動等の情報提供、②入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価、③専任教員の適切な配置その他の教員組織、④入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理、⑤教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成、⑥一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定、⑦授業の方法、⑧学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保、⑨授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施、⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定、⑪専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定、⑫教育上必要な施設及び設備、⑬図書その他の教育上必要な資料の整備、⑭法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。
3. 認証評価結果の公表の前に大学からの意見の申立ての機会を付与していること。	●大学評価基準を変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。		
4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有すること。	●法曹としての実務の経験の有する者が認証評価の業務に従事していることとする。		
5. 認証の取消しの日から二年を経過していないこと。			
6. 認証評価の公正かつ適確な実施ができること。	●学校教育法施行規則第169条第1～8号までに規定する事項（※文部科学大臣への申請書の内容）を公表することとしていること。 ●大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。	●認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更事項があった時は、変更に係る事項については把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること。	●認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第1項第1号に掲げる事項（※法科大学院大学評価基準の事項）について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

認証評価機関の認証に関する審査委員会

※令和3年度時点

1. 所掌事務

学校教育法第112条等の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、**専門的な調査審議**を行う。

2. 審査委員会委員（計6名）

※任期：令和3年6月14日～令和5年3月8日

（臨時委員） 3名

川 嶋 太津夫

大阪大学高等教育・入試研究開発センター 特任教授・センター長

小 林 雅 之

桜美林大学総合研究機構教授

前 田 早 苗

千葉大学国際教養学部教授

（専門委員） 3名

市 川 太 一

広島修道大学名誉教授

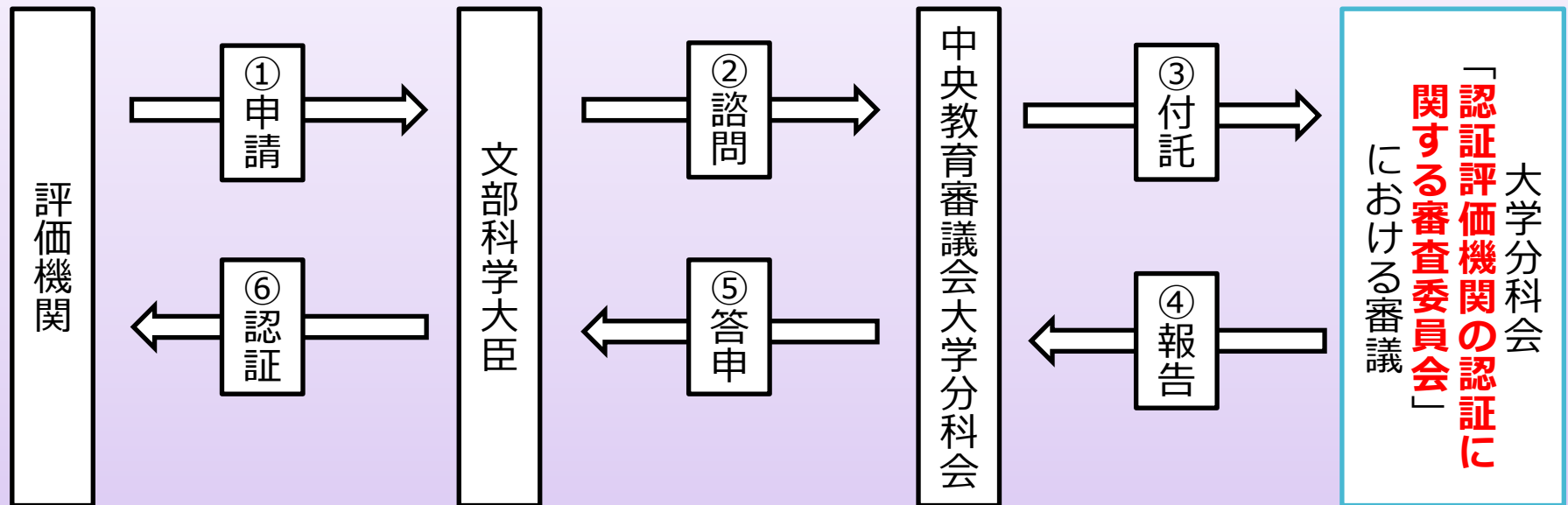
大河原 遼 平

TMI総合法律事務所パートナー弁護士

佐 野 慶 子

佐野公認会計士事務所

3. 認証評価機関の認証に係る審議について



機関別認証評価

認証評価の実施校数（延べ数）

認証評価実施校数：2, 616大学（※1）
 （適合数：2, 511大学）
 （保留数：82大学）
 （不適合数：21大学）（※2）

「保留」に対する再調査

再評価適合：67大学

再評価未受審等：3大学

再評価不適合：12大学（※2）

※1 平成24年度認証評価結果取消：1大学のため評価結果の合計数と一致しない。

不適合大学（延べ33大学※2の合計）に対する主な指摘

- 管理運営関係（規定や体制の未整備等）
- 定員管理関係（収容定員の未充足）
- 自己点検・評価体制関係（体制や活動の不足等）
- 財務状況関係（経年的な支出超過等）
- 入学者選抜関係（公平性確保の不足）
- 専任教員関係（専任教員数の不足）

不適合大学（実数32大学※3）の現状

- 存続している大学数：29大学
 - 〔不適合後の評価結果が適合の大学：15大学〕
 - 〔直近の評価結果が不適合の大学：14大学〕
- 廃止された大学数：3大学
 - 〔学生募集を停止した大学：2大学〕
 - 〔設置者の変更がされた大学：1大学〕

（※3）不適合大学の実数：32大学（本評価において2回不適合の判定を受けた大学あり。）

法科大学院認証評価

認証評価の実施校数（延べ数）

認証評価実施校数：183大学
 （適合数：142大学）
 （不適合数：41大学）（※4）

「不適合」に対する再調査

再評価適合：17大学

再評価未受審：22大学

再評価不適合：2大学

不適合大学（延べ41大学※4）に対する指摘

- 教学関係（授業科目の系統的・段階的配置の不足等）
- 専任教員関係（一部科目での適格性のある専任教員の未配置）
- 入学者選抜関係（公平性確保の不足）
- 自己点検・評価体制関係（体制や活動の不足等）
- 定員管理関係（収容定員の未充足等）

不適合大学（実数34大学※5）の現状

- 存続している法科大学院：10大学
 - 〔不適合後の評価結果が適合の大学：8大学〕
 - 〔直近の評価結果が不適合の大学：2大学〕
- 学生募集を停止した法科大学院：24大学
 - 〔不適合後の評価結果が適合の大学：11大学〕
 - 〔直近の評価結果が不適合の大学：13大学〕

（※5）不適合法科大学院の実数：34大学（本評価で2回不適合を受けた大学あり）
 （※6）存続している法科大学院の実数：35大学、学生募集を停止した法科大学院の実数：39大学

認証評価の実施状況②

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		第1サイクル				第2サイクル				第3サイクル									
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	204	56	106	152	2,616
評価結果	適 合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	194	53	105	149	2,511
	保 留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	21
再（追）評価 （※2）	適 合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	71
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	13
廃止した大学のうち、直近の 認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		第1サイクル				第2サイクル				第3サイクル				第4サイクル					
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	183
評価結果	適 合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	142
	保 留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	41
再（追）評価 （※3）	適 合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	28
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4
学生募集を停止した法科大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	3	-	-	-	1	3	3	-	-	1	2	-	-	13

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		第1サイクル				第2サイクル				第3サイクル				第4サイクル					
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	280
評価結果	適 合	0	0	0	0	19	13	21	15	11	33	16	26	11	17	36	24	27	269
	保 留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	10
再（追）評価 （※4）	適 合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
学生募集を停止した専門職大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）
（平成28年3月18日）

省令改正

（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

（1）大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**（※）に関すること。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組（**内部質保証**）に関すること。← **重点的に認証評価を行う**ものとする。

（2）設置計画履行状況等調査（AC）との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

（1）認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

（2）認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努める**ものとする。

（3）認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- 評価の効率化（内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む）
- 大学教育の質的転換の促進（学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む）
- 認証評価と社会との関係強化等（高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む）
- 各大学等の負担軽減（国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む） など

その他

- 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用（平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする）

認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

<具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする。
(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする。
(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。

認証評価制度の改善③(閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

教育振興基本計画（平成30年6月15日）

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

Ⅳ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

認証評価機関一覧（令和３年５月現在）

○機関別認証評価（計 ５機関（実数））

機関名	評価の対象	認証日	評価大学数（※）	うち不適合数（※）
公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構 一般財団法人 大学教育質保証・評価センター 一般財団法人 大学・短期大学基準協会	大学	平成１６年 ８月３１日 平成１７年 １月１４日 平成１７年 ７月１２日 令和 元年 ８月２１日 令和 ２年 ３月３０日	７２８校 ２７８校 ６９１校 ７校 ０校	１２校 １校 ７校 ０校 ０校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構	短期大学	平成１７年 １月１４日 平成１９年 １月２５日 平成２１年 ９月 ４日	６８７校 ４２校 １９校	１校 ０校 ０校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成１７年 ７月１２日	１４９校	０校
合計			2,601校	21校

※ 認証日から令和２年度までの受審校数（延べ数）

認証評価機関一覧（令和3年5月現在）

○分野別認証評価（計 13機関（実数））

機関名	評価の対象分野	認証日	評価大学数（※）	うち不適合数（※）
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成19年 2月16日	66校 77校 40校	10校 12校 19校
一般社団法人 A B E S T 2 1	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成19年10月12日	22校	0校
公益財団法人 大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成20年 4月 8日	85校	7校
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日	21校	2校
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年 4月 8日	3校	0校
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年 9月 4日	13校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年 3月31日	13校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年 3月31日	6校	0校
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成22年 3月31日	85校	1校
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成22年 3月31日	11校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年 7月 4日	8校	0校
一般社団法人 A B E S T 2 1 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年 3月29日	0校 3校	0校 0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年 7月31日	2校	0校
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年 7月31日	2校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年 3月29日	1校	0校
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年 2月 2日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年 8月24日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年11月15日	0校	0校
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年 3月30日	0校	0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年 5月10日	0校	0校

合計

460校

51校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数（延べ数）

●目的

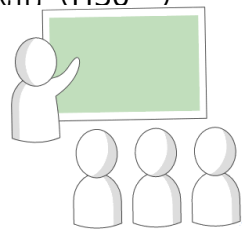
我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

●参加機関（14機関）

大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター、日弁連法務研究財団、国際会計教育協会、日本助産評価機構、日本臨床心理士資格認定協会、教員養成評価機構、日本技術者教育認定機構、専門職高等教育質保証機構、日本造園学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

●これまでの取組 ※括弧内は実施年

- (1) 評価結果や大学情報、認証評価制度等の積極的な発信
 - ・評価結果や大学教育の改善事例等の共同記者発表 (H24)
 - ・本連絡協議会ウェブサイトを立て上げて評価結果一覧等を掲載し、英語版も作成 (H27～、英語版H29～)
 - ・高等学校関係者説明会での説明 (H26～H27)
 - ・リーフレット作成、高等学校関係機関に周知 (H28)
- (2) 大学ポートレート活用の検討
 - ・大学ポートレート運営会議へ「大学ポートレートの充実についての要望書」を提出 (H28)
 - ・認証評価に活用する基礎データの共通様式化 (H30～)
- (3) 認証評価機関の職員育成
 - ・職員の能力向上のための研修プログラムの実施 (H23～)



●課題

- (1) 評価者の資質の向上
 - ・大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実
 - ・認証評価制度の一層の周知
- (2) 評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策
 - ・認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築
 - ・学内のIR機能の充実
 - ・認証評価に積極的に取り組む大学等の評価
- (3) 評価活動の新たな方向性の検討等
 - ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
 - ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討、研究
 - ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方を検討
 - ・国内外への情報発信のあり方を検討



評価結果と再評価(※1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

	結果の種類	評価結果(※5)	再評価後(※6)
公益財団法人 大学基準協会	適合	7 2 7	2 2 → 7 4 9
	保留・期限付適合(※2)	3 0	1
	不適合	1 2	7 → 1 9
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	4 4 1	4 4 1
	大学評価基準を満たしていない	1	1
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	6 6 9	3 0 → 6 9 9
	保留(※3)	3 4	0
	不適合	7	4 → 1 1
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	6 6 7	1 5 → 6 8 2
	保留・条件付適格(※4)	1 8	2
	不適格	1	1 → 2

(※1) 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないこと旨を通知。

(※2) 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。

(※3) 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。
(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※4) 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後に再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。

(※5) 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。

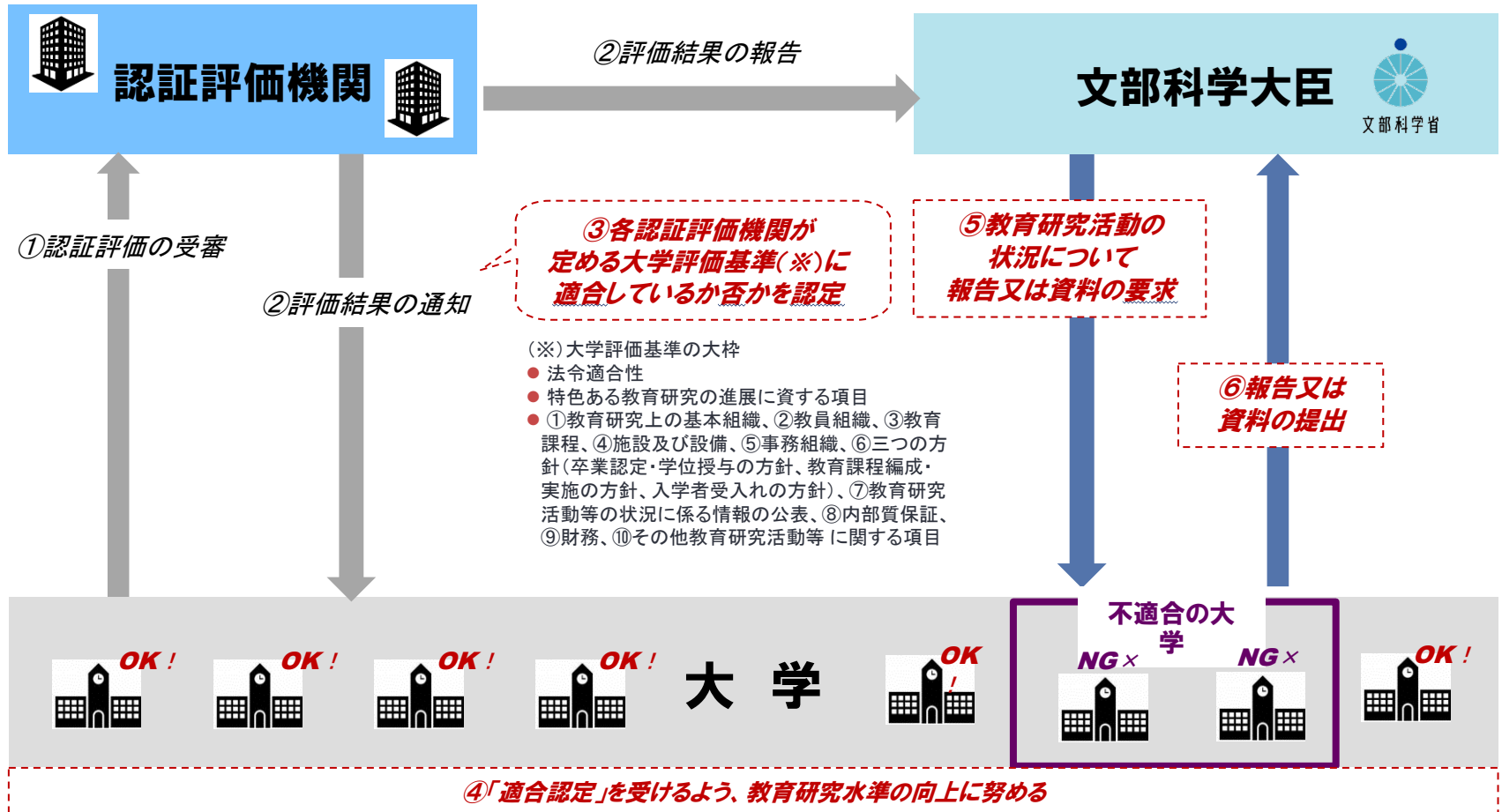
(※6) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。
「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年以内。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。)が、令和元年度まで実績はない。

認証評価の結果を踏まえた対応①

- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求する。【学校教育法第109条第7項】



- 適合している旨の認定を受けることができなかった大学からの報告等の結果、当該大学が法令に違反していると文部科学大臣が認めるときは、学校教育法第15条の規定により、改善勧告や変更命令等の措置を講ずる。



認証評価の結果を踏まえた対応②

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第一百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したもののみならず授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第八十条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

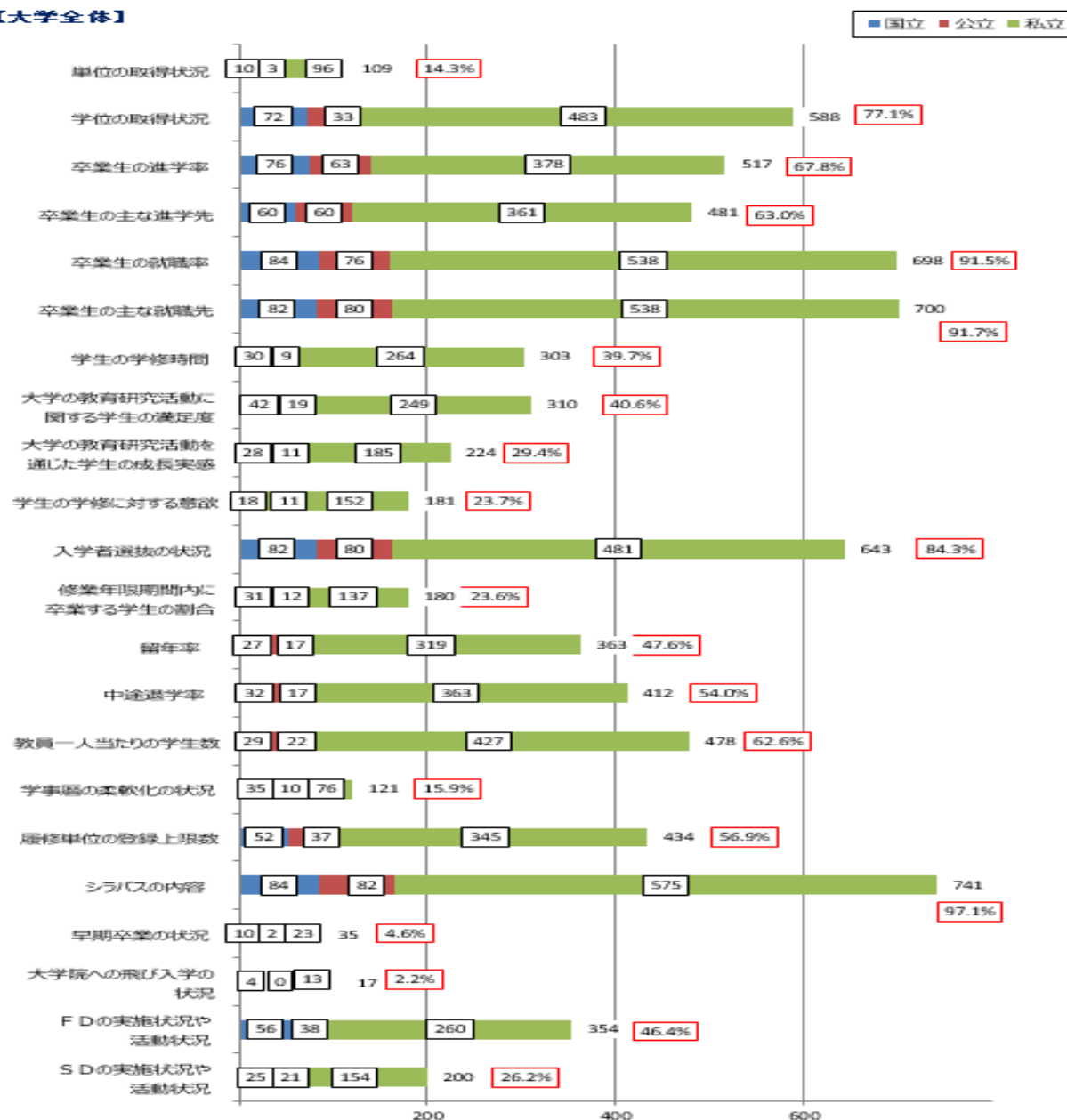
●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ (略)
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ (略)

【大学全体】



【出典】：文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

海外の情報公開の状況①（米国）

【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

（1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)）が全米教育統計局によって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ申請できない）。

IPEDSからは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

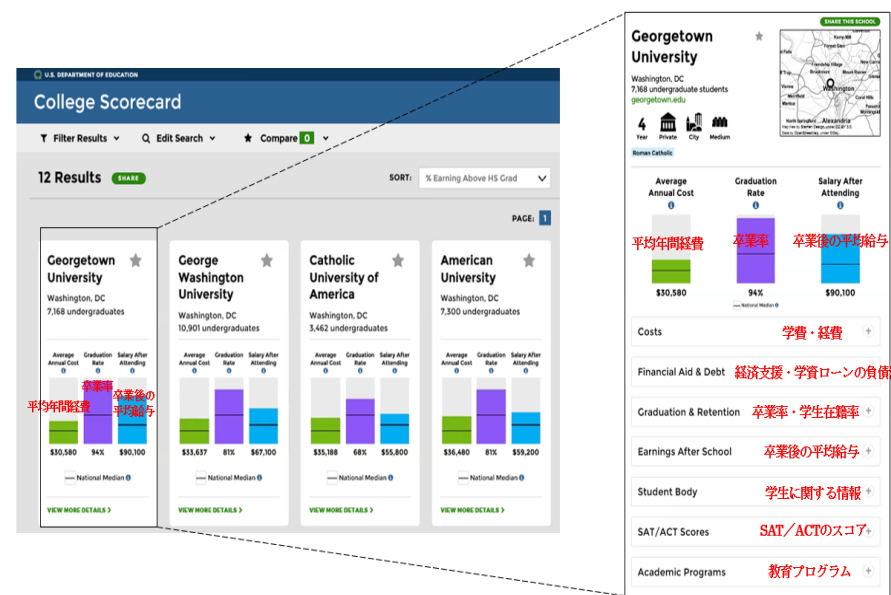
なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

College Navigatorのページ（例）

The screenshot shows the College Navigator search interface. On the left, there are search filters for Name of School, States, ZIP Code, Programs/Majors, Level of Award, and Institution Type. A red circle highlights the search filters, with an arrow pointing to the text: 名称, 州, 学位課程 などから検索. The main content area displays information for the University of California - Los Angeles, including general information, campus setting, student population, and various services. A red circle highlights the 'GENERAL INFORMATION' tab, with an arrow pointing to the text: 12の共通項目（一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など）.

12の共通項目（一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など）

College Scorecardのページ（例）



（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』, 文部科学省, p43

海外の情報公開の状況②（英国）

【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

（2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE : Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS : Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS : National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA : Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE : Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている（※）。

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。

Unistatsのページ（例）

	学生満足度	就職と 認証評価の状況	学業の継続状況 と学位の取得状況	入学に関 する情報
Your Measures	Student satisfaction	Employment & accreditation	Continuation & degree results	Entry information
Course コース			BA (Hons) International Politics Full time	BA (Hons) Law Full time BA (Hons) Politics Full time
Location			Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth
全体的に教育の 質に満足してい る学生の割合	Overall, I am satisfied with the quality of the course	94%	87%	94%
The teaching on my course				
教員の説明が分か りやすいと感じる 学生の割合	Staff are good at explaining things	100%	91%	97%
教員の説明が興味 を抱かせると感じ る学生の割合	Staff have made the subject interesting	100%	83%	94%
知的好奇心を掻き立て られるコースだと感じる学 生の割合	The course is intellectually stimulating	97%	85%	97%
優れた成果を要求される コースだと感じる学生の 割合	My course has challenged me to achieve my best work	83%	74%	85%

（※） 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構(2015),『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』第二版,p 45

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

（1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、可否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	基準2 内部質保証 【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。	○ 学校教育法施行規則 第172条の2
大学改革支援・学位授与機構	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。	● 私立学校法 第63条の2 ● 教育職員免許法施行規則 第22条の6
日本高等教育評価機構	基準5. 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計 基準項目5-1（経営の規律と誠実性） ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることができる。	● 独立行政法人通則法 第38条第3項（準用） ● 地方独立行政法人法 第34条第3項
大学・短期大学基準協会	基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス > テーマC ガバナンス 3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。	● 私立学校法 第47条第2項
大学教育質保証・評価センター	基準1 基盤評価：法令適合性の保証 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。 ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。	※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。（<https://portraits.niad.ac.jp/>）

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

大学ポータルサイトの概況

令和4年度参加状況（令和4年4月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全99校	全14校	全618校	全288校	全4校	全1,109校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	84校 (84.8%)	11校 (78.6%)	589校 (95.3%)	280校 (97.2%)	3校 (75.0%)	1,053校 (95.0%)

令和3年度公表画面アクセス数

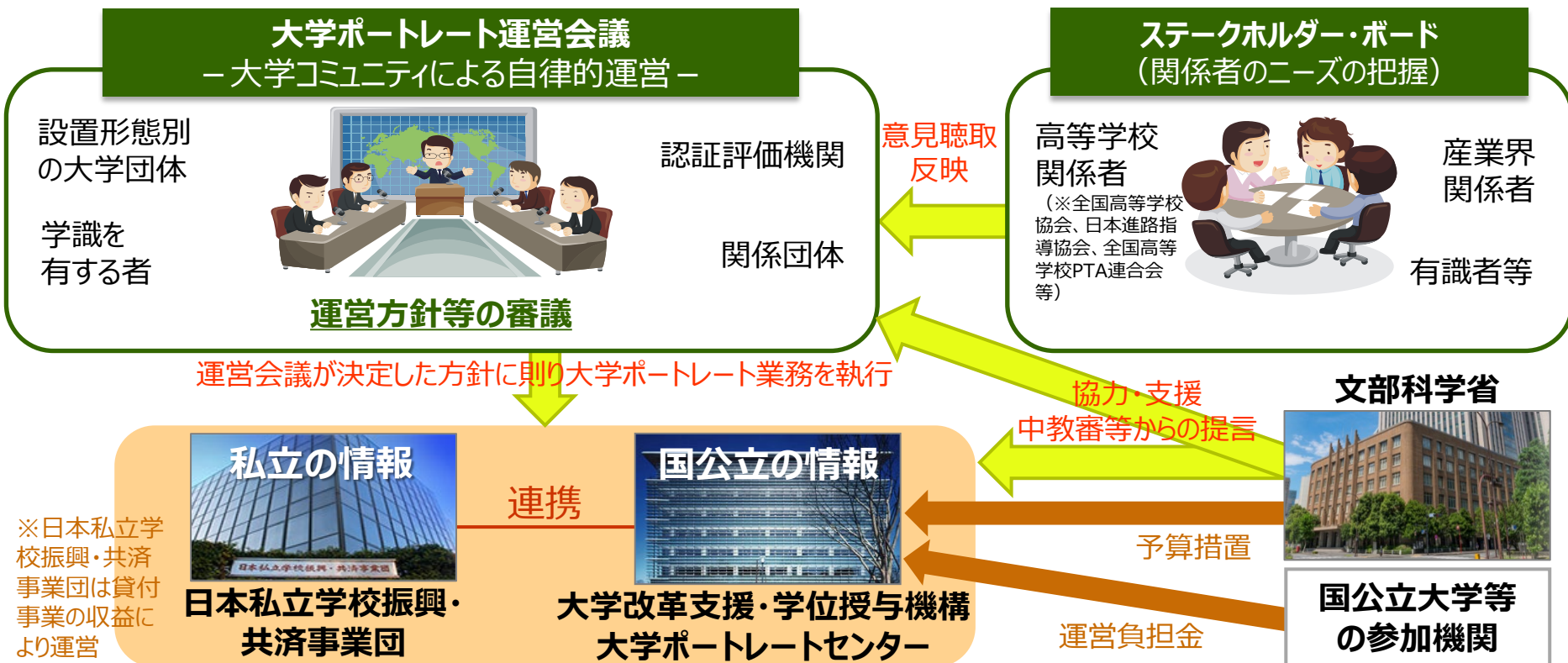
年度	月	ページビュー合計
令和 3年度	4月	530,260
	5月	493,613
	6月	541,117
	7月	512,795
	8月	530,169
	9月	624,803
	10月	546,468
	11月	449,709
	12月	367,700
	1月	466,981
	2月	472,321
	3月	491,752

令和3年度の月平均アクセス数：502,307

（参考）前年度の月平均アクセス数：429,414

大学ポートレートの概況—運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「大学ポートレート運営会議」が決定。
- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営。
- 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては大学改革支援・学位授与機構が、私立大学の情報の取扱いについては日本私立学校振興・共済事業団が担当。



取組状況—公表項目①

【国内版】 国公立版

(令和3年度)

○国公立共通に公開
する教育情報：
「学教法施行規則等
で公表が義務づけられ
た情報」、「外部評価
の結果」に加えて「大
学進学希望者や保護
者の関心の高い情報
」や「大学の特色が分
かる情報」を含める。

大学の基本情報

大学の基本情報	大学名
	本部所在地
	設立年（設置認可年、西暦）
	大学の連絡先（代表番号、メールアドレスなど）
	大学の種類
	総学生数（学部）
	総学生数（大学院）
大学の教育研究上の目的や建学の精神	総教員数（本務者）
	大学の教育研究上の目的や建学の精神
大学の特色等	大学の特色等
	学部・研究科の名称
	その他の学内組織の名称 ※
教育研究上の基本組織	教育研究上の基本組織に関する説明
キャンパス情報	所在地
	アクセス
	外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
	高等教育の修学支援新制度の対象校か
高等教育の修学支援新制度	確認年月
評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）	評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）
学生支援	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	留学生支援（日本人学生への支援）
	障害者支援
	就職・進路選択支援
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況
学生寮一覧	学生寮の整備状況
財務諸表等	財務諸表等

学部・研究科の情報

教育研究上の目的と3つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
学部・研究科等の特色等	学部・研究科等の特色等
教育課程	学科・専攻等の名称
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
	教育課程の特色（履修モデル、カリキュラムマップ等）
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
	学修の成果に係る評価の基準
	卒業・修了認定の基準
	転学部等の可否、費用負担
資格	専攻分野
	取得可能な資格
入試	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	入学者数
	実施している入試方法
	障害のある入学志願者に対する合理的配慮
	入学者の構成（男女別） ※
	入学者の構成（出身高校所在地別） ※
	入学者の構成（入試方法別） ※

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数
	教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※
学生	教員の構成（年齢別） ※
	収容定員
	学生数
	編入学定員・編入学者数
キャンパス	学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※
	その他の学生数 ※
	キャンパス情報
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
費用及び経済的支援	学生寮
	授業料
	入学料
	その他の徴収費用（宿舍費用、教材購入費、施設利用料など）
進路	高等教育の修学支援新制度
	学納金の延納・分納の可否
	休学及び復学に係る費用
	奨学金
	授業料減免
	卒業者数・修了者数
	進学者数、就職者数
	卒業・修了者の構成（職業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（産業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（就職地域別） ※
	卒業・修了後の進路

注1）項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2）※印は公表が任意とされている項目です。

注3）国公立版と私学版が共通して公表している箇所に色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科））」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。

取組状況—公表項目②

【国内版】私学版（令和3年度）

※私学版は日本私立学校振興・共済事業団がウェブサイト運営

「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神
	特色
	本学の目的（*1）
本学での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	卒業後の進路
	進路データ集（*2）
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員・留学生データ集（*3）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動
	学生データ集（*4）
学生情報	教員組織
教員情報	教員データ集（*5）
基本情報	概要
	学長
	設置学部等名一覧
	学校トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス
	学生寮
	経済的支援
	同窓会
	自己点検
	認証評価
	法人情報

「学部（研究科・短期大学学科）」の公表内容

学部等の特色	特色
	本学部等の目的（*1を含む）
学部等での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	取得可能な資格
	卒業後の進路
	卒業生の声
	進路データ集（*2）
	様々な取組
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員・留学生データ集（*3）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学費・経済的支援	学費
	経済的支援
入試・学生情報	入試情報
	転学・編入学
	学生データ集（*4を含む）
教員情報	教員組織
	教員データ集（*5）（※研究科を除く）
基本情報	概要
	設置学科（専攻）一覧（※短期大学を除く）
	学部等トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス

注1）項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2）*印の内容は以下の通りです。

*1：3つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）

*2：卒業者数、就業者分類

*3：外国人教員、外国人留学生、外国人留学生（通信教育部）

*4：入学者数、収容定員数、在籍者数、在籍者数（通信教育部）

*5：教員数、外国人教員

注3）国公立版と私学版が共通して公表している箇所に色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科））」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。